

平成 2 5 年第 2 回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第 1 日目)

平成 2 5 年 6 月 1 8 日 (火曜日)

午前 9 時 3 0 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名 (4 名)
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 4 4 号 財産の取得について
- 第 4 議案第 4 5 号 財産の取得について
- 第 5 議案第 3 8 号 平成 2 5 年度訓子府町一般会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 6 議案第 3 9 号 平成 2 5 年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 7 議案第 4 0 号 平成 2 5 年度訓子府町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 8 議案第 4 1 号 平成 2 5 年度訓子府町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 9 議案第 4 2 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 1 0 議案第 4 3 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第 1 1 議案第 4 6 号 末広団地公営住宅建設工事請負契約の締結について
- 第 1 2 議案第 4 7 号 町道路線の廃止について
- 第 1 4 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書の提出について (平成 2 4 年度訓子府町一般会計予算)
- 第 1 5 報告第 6 号 平成 2 4 年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について
- 第 1 6 報告第 7 号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について
- 第 1 7 報告第 8 号 出納検査結果報告について
- 追加日程
 - 意見書案第 4 号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める要望意見書
 - 所管事務調査について
 - 議員の派遣について
- 第 1 3 一般質問

○出席議員（１０名）

1 番	小 林 一 甫 君	2 番	佐 藤 静 基 君
3 番	西 山 由美子 君	4 番	安 藤 義 昭 君
5 番	上 原 豊 茂 君	6 番	橋 本 憲 治 君
7 番	工 藤 弘 喜 君	8 番	河 端 芳 恵 君
9 番	山 本 朝 英 君	10 番	余 湖 龍 三 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	佐 藤 明 美 君
総 務 課 長	森 谷 清 和 君
企 画 財 政 課 長	伊 田 彰 君
町 民 課 長	佐 藤 純 一 君
福 祉 保 健 課 長	八 鍬 光 邦 君
福祉保健課業務監	渡 辺 克 人 君
農 林 商 工 課 長	村 口 鉄 哉 君
建 設 課 長	佐 藤 正 好 君
上 下 水 道 課 長	遠 藤 琢 磨 君
会 計 管 理 者	平 塚 晴 康 君
教 育 長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	山 内 啓 伸 君
社 会 教 育 課 長	上 野 敏 夫 君
社会教育課業務監	元 谷 隆 人 君
幼稚園・保育園・子育て支援	
センター事務長・児童センター長	中 山 信 也 君
図 書 館 長	三 好 寿 一 郎 君
農業委員会事務局長	竹 村 治 実 君
教 育 委 員 長	飯 田 洋 司 君
監 査 委 員	山 田 稔 君
農 業 委 員 会 長	谷 本 茂 樹 君
選 挙 管 理 委 員 長	仁 木 範 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 谷 勇 君
議 会 事 務 局 係 長	中 島 千 花 子 君

◎開会の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成25年第2回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が10件、報告が2件であります。その他、報告が2件あります。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、3番、西山由美子君、4番、安藤義昭君、5番、上原豊茂君、7番、工藤弘喜君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの3日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

ここで、皆さんに報告を申し上げます。

事前に皆さんにお知らせしておりますとおり議場においては、クールビズの実施ということで、9月30日までの間、ノーネクタイ、また、上着の着用は自由ということで進めてまいります。ただ、議員バッジの関係上、議場に入る時は上着を着ていただきたいと思っております。その後は自由ということでお願いをしたいと思います。どうぞ上着を脱いで結構でございます。

◎町長挨拶

○議長（橋本憲治君）　ここで、本定例会の招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございましたので、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君）　おはようございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第2回定例町議会を招集申し上げましたところ全議員のご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本定例町議会に提案しております議案などの概要を申し述べましてご理解を賜りたいと思います。

まず、各会計の補正予算案についてでございます。

一般会計につきましては、3, 7 1 3 万 7 千円の追加補正を提案させていただいています。

その主な内容は、民生費では、平成22年、23年分の障害者医療費負担金の確定に伴う、国・北海道への返還金の追加。

また、温泉保養センターの完全分煙化と喫煙所併設の野菜等販売スペース設置にかかる経費の追加。

さらに、この4月にオープンした児童センターの遊具購入費が、北海道の地域づくり総合交付金の対象となったことによる追加補正。

農林水産業費では、農地・水保全管理支払事業事務費の追加。

また、境野にある新生紀森林組合の木材加工施設建替えに伴い、経費の一部を置戸町と本町で支援することとなり、補助金の新規計上と財源に充てる地方債の追加をさせていただきます。

土木費では、平成24年度の繰越明許費で計上の、末広団地公営住宅建設事業費について、この4月の労務単価の大幅な上昇に伴い、予算不足が生じることから、現年度予算の追加補正。

消防費では、北海道の地域づくり総合交付金を活用して緊急物資備蓄品を購入することに伴う追加補正をさせていただきます。

教育費では、国庫補助金を活用した理科教育用教材購入費を新たに計上することとして補正予算案を提案させていただいているところでございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、出納整理期間に収納された平成24年度保険料55万4千円の追加補正をさせていただいております。

介護保険特別会計につきましては、介護給付費負担金額の精算に伴うもので、880万円の追加補正。

さらに、水道事業会計につきましては、水道事業会計規程整備関係経費を収益的支出に新たに計上することを提案させていただいているところでございます。

次に、規約の変更についてであります。

一部事務組合である「北空知圏学校給食組合」が北海道市町村総合事務組合と北海道町村議会議員公務災害補償等組合に加入申請されたため、それぞれの規約変更を提案させていただいております。

次に、財産取得の同意でございますが、情報系システム機器と各小中学校教育用コンピュータの2件について、提案をさせていただいております。

次に、契約の同意でございますが、末広団地公営住宅建設工事請負契約の締結について、提案させていただいております。

次に、町道路線の廃止でございますが、北海道横断自動車道網走線訓子府インターチェンジ整備に伴い、清住線の廃止について、提案させていただいております。

報告につきましては、一般会計繰越明許費繰越計算書の提出と平成24年度訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況の2件について、ご報告をさせていただきます。

以上、議案10件、報告2件を提出しておりますが、その詳細につきましては、各担当課長等から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます、本定例議会招集のご挨拶とさせていただきます。

◎議案第44号

○議長（橋本憲治君） 日程第3、議案第44号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書19ページでございます。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の19ページをお開きいただきたいと思います。

議案第44号 財産の取得について、提案説明いたします。

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明のところをご覧くださいと思いますが、本件につきましては、当初予算で計上しております情報系システム機器等更新事業により、取得しようとする財産の予定価格が700万円以上になりますことから、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、記以下をご覧ください。

事業名につきましては、情報系システム機器等更新事業。

契約の相手方につきましては、株式会社ズコーシャ。

契約金額は、2,236万5千円。

予定価格につきましては、2,310万円であります。

取得しようとする財産は、情報系システム機器で、内訳が品名・数量の欄にございますが、サーバー7台、PC端末、パーソナルコンピュータですが12台、日本語ラインプリンタ1台、インクジェットプリンタ2台、レーザープリンタ6台、ソフトウェア、機器設定ほかということになっております。

仮契約は、6月13日に締結しております。

以上、情報系システム機器等の財産取得について、提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで、質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

3番、西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 3番、西山です。今の品物の名前が出されましたが、この金額の内訳を具体的に教えていただけたらと思います。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） サーバーにつきましては7台で、これにつきましては1,070万円、それから、パソコン、プリンタですが、これにつきましては360万円、日本語ラインプリンタ、これにつきましては税の帳票だとか、そういったものをプリントするものでございますが、これにつきましては、660万円、すみませんこれは税抜きでの金額を今言っていますので、それから、機器の廃棄等にかかる経費としまして40万円、合計2,130万円となりまして、これに消費税を加えまして、2,236万5千円ということになっております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第44号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号

○議長（橋本憲治君） 日程第4、議案第45号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） それでは、議案第45号について、提案説明いたします。20ページになります。

議案第45号 財産の取得について。

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

記以下について、説明いたします。

事業名は、各小中学校教育用コンピュータ整備事業。

契約の相手方は、4社による入札の結果、北見市の株式会社小柳中央堂でございます。

契約の金額は、3,444万円であります。

なお、予定価格につきましては、3,815万7千円となっております。

品名・数量につきましては、記載のとおりでございまして、まず、訓子府小学校については、教師用のノートパソコンが24台、それと児童用のパソコンが40台、パソコン教

室の教師用のパソコンが1台、これにつきましては、生徒用パソコンのコントロール機能を有したサーバーの役割を持った仕様というかたちになっております。

居武士小学校は、同じように教師用が6台、児童用が13台、パソコン教室教師用が1台であります。

訓子府中学校では、教師用が20台、生徒用が40台、パソコン教室教師用の1台のほか、中学校については、教科別の指導ということで、1名の生徒を複数の教師が指導することもありまして、教師間のパソコンの情報交換を行うサーバーを1台導入するとともに現在、設置されておりません両面印刷対応のプリンタについて、1台を導入することになっております。

なお、セットアップ作業につきましては、各学校とも夏休み中に実施することで計画しております。

以上、議案第45号 財産の取得について、提案説明いたしましたので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで、質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

8番、河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 8番、河端です。何点かお伺いいたします。今まで小学校のパソコンは、役場は富士通ですね。このパソコンのメーカーはどこになりますか。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） 富士通になっています。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 同じメーカーでしたら、今回はたまたま4社入札で金額が低くてここになったということでよろしいですか。そのほか何か要素はありましたか。単純に入札だけでしたか。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） 単純にこちらから指名した仕様に基きまして、入札の結果、4社の中から一番安いところということで落札したという結果でございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番、山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 9番、山本です。多分これは更新ということだと理解しているのですが、ちょっとど忘れしたのですが、こういう機器の更新というのは、何年ということだったのかというのが1つと、それから今回、小柳中央堂ということなので、価格が一番安いということなのですが、例えば、いろいろなトラブルのアフターとか何かは心配ないのかどうか。そこも含めて伺いたい。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） いわゆるパソコンなどの更新時期につきましては、役場の内部では大体7年というふうなおさえをしているということでありまして。

それとアフターの面では、前回も実は小柳中央堂でしたのですが、今までの実績をみて

も、あまりトラブルもないのですが、トラブルについては、すぐ来て解決するということで、そこら辺は問題ないというふうに理解しています。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

10番、余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 10番、余湖です。この入札に関して4社ということなのですが、4社の名前が分かるなら教えてください。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） 小柳中央堂のほかに、1つは、北日本事務機株式会社、北見市です。それと小林株式会社、それと株式会社三和システムサービスということになります。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 今、4社を聞きましたが、これはよく分からないので教えてください。金額も大きいですし、コンピュータということで、アフターのこともあるのですが、こういうのというのは、指名で入札、地元の業者とか、地元の電器屋さんとか、そういうような関係というのは、ないのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） これについては、あくまでもかなりシステムを構築しなければならないということがあります。単体のパソコンを買うのでしたら、もちろんそういうかたちもあり得るのですが、これについては、この業者を選定したというのは、学校ですとか、そういったもののシステムの構築した実績があるという会社ということで、4社を選定したということでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第45号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号
議案第43号、議案第46号、議案第47号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第5、議案第38号、日程第6、議案第39号、日程第7、議案第40号、日程第8、議案第41号、日程第9、議案第42号、日程第1

0、議案第43号、日程第11、議案第46号、日程第12、議案第47号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第38号 平成25年度訓子府町一般会計補正予算についての説明をお願いします。議案書1ページでございます。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の1ページになります。

議案第38号 平成25年度訓子府町一般会計補正予算（第2号）の提案説明をしたいと思います。

まず、第1条でございますが、歳入それぞれ3,713万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億6,288万1千円とするものでございます。

続いて、第2項では、この補正の款項の区分ごとの予算でございます。次のページの第1表になりますが、これについては、ご覧いただくこととしまして、次の第2条の地方債の補正につきまして、同じく、次のページ、2ページの下表をご覧いただきたいと思います。第2表の地方債補正の部分ですが、ここで追加する事業につきましては、この表のとおり森林組合施設整備事業ということで、借入限度額2,540万円、借り入れの方法につきましては、証書借入としまして、その利率は5%以内とするもので、事業の内容につきましては、この後の事項別明細の中で、説明させていただきたいと思っております。

それでは、3ページ以降の歳入歳出予算補正の事項別明細書をご覧いただきたいと思いますが、まず、最初に歳出から説明させていただきますので、4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページの上の表になります。

3款、1項、1目の社会福祉総務費の事業区分、右側になりますが、自立支援サービス事業では、平成22年、23年分の障害者医療費負担金の確定に伴いまして国及び道への返還金といたしまして、償還金利息及び割引料で1万円を追加するというものでございます。

次に、その下の3目の温泉保養センター費の事業区分、右側のほうの温泉保養センター運営事業につきましては、同施設内の喫煙スペースが完全に分離されていないということがございまして、以前からお客様からのアンケート調査などでも喫煙に対する苦情が寄せられたということがございました。そのようなことから屋内の喫煙スペースのところに、これもまた従来から要望が高かったアイスクリームが入った自動販売機といいますか、その増設をすることといたしまして、ここから喫煙スペースを除くということで、しかし、喫煙者にも配慮しながら、喫煙所を屋外に設けるということの考え方でございます。中から外へ出すということでございます。この喫煙所には、単体でなくて、できれば野菜等の販売スペースも併設するようなものとして地元の農産物などの販売の機会をつくるということ。地元農業の活性化と温泉施設の利用拡大を図るという2つの目的を持ちまして、工事請負費の中で100万1千円を計上しているということでありまして、たばこの部屋と販売スペースとくっつけたものを木造でつくるという意味でございます。

次に、同じページの下表になります。

3款、2項、5目の児童センター費の事業区分、児童センター運営事業では、今年の4

月からオープンしました同施設の遊具などが地域づくり総合交付金の対象となったということがありまして、児童センターですが、主なものでいけば、一輪車とか跳び箱、平均台、マット、運動するマットですね。テレビや洗濯機などの購入をすることとしまして、備品購入費で105万9千円を追加するというものでございます。

次に、5ページの上の表になります。

6款、農林水産業費ですが、1項、5目の農業基盤整備事業、事業区分でいきますと集落営農活動支援事業では、当初予算では、農地・水保全管理支払事業にかかります事務費の補助金額の詳細が未定だということで、当初予算では計上しておりませんでしたが、今回明らかになりましたので、旅費で8万5千円、需用費で10万1千円、使用料及び賃借料で11万4千円の合計30万円を計上させていただくものでございます。

次に、その下の表になりますが、6款、2項、2目の林業振興費、事業区分の林業振興一般経費では、ご存じのように境野にあります新生紀森林組合の木造加工施設の建替えに伴います本町と置戸町の負担分でございます、総事業費3億3,900万円、うち国庫補助金が1億5,665万円、組合員負担分が8,281万5千円、2町の負担金としまして、置戸町分が7,230万円、本町分が2,770万円、2町で1億円ということですが、負担金、補助及び交付金として計上するというものでございます。

なお、この両町の負担金の割合につきましては、概略で申しますと組合員数割で10%、これは1億円に対してです。所有山林面積割で50%、財政割で40%として算出したものでございます。

施設の概要といたしましては、工場の建屋が857㎡、1億605万円、チップ、オガコヤードが110㎡で1,081万5千円、製材機械一式ということで2億1,210万円、あと既存施設の解体などで1,050万円、合計3億3,946万5千円という総体の事業費でございます。

次に、6ページ、次のページになりますが、一番上の表になります。

8款の土木費、6項、2目の住宅建設費の事業区分でいきますと公営住宅建設事業ですが、この事業は、平成24年度の繰越明許費で計上しておりました末広団地公営住宅整備として、1棟3戸ですが、4,950万円の事業となっております。しかし、今回、最初の町長の挨拶の中でもございましたように発注の事業費の積算にあたりまして、この25年4月から大きく労務単価が上昇したということがございまして、工事費が不足になったということがございます。このようなことから今年度予算で入札、執行するにあたりまして不足する分を今回の25年度予算の補正の中で、工事請負費として、210万円を追加して補正したというものでございます。

次に、真ん中の表になりますが、9款の消防費です。1項、3目、災害対策費、事業区分の防災対策事業では、本町の緊急物資備蓄ガイドラインがございまして、これに基づいて計画しております平成26年度以降、来年度以降の備蓄品について、今回、地域づくり総合交付金の対象となったということがございまして、前倒しして実施するということにしまして、需用費で139万5千円、備品購入費で252万6千円、あわせて392万1千円を追加補正するというものでございます。なお、今回計上している予算の品目としましては、需用費では、災害用の毛布80枚、それと簡易寝袋40枚、それと携帯トイレセット4セット、ランタン25個などで、備品としましては、簡易の水洗トイレを2基、そ

れと発電機2台、災害記録用のカメラ1台、ストーブの大きが6台、ストーブの小が17台が主なものとなっているものでございます。

次に、一番下の表になりますが、10款の教育費、3項、2目、教育振興費の事業区分、教育振興事業では、新学習指導要領が実施された昨年の全国の学力・学習調査結果によりまして、全国的に観察とか実験活動を通した思考力、判断力を育成するというのがございまして、国の理科教育設備整備費補助金が充実されたということがございまして、理科用教材購入費としまして、備品の欄になりますが、備品購入費で104万6千円を計上しているというものでございます。

次に、3ページに戻っていただきまして、歳入になります。

これは一番上の表になりますが、13款、2項、3目の土木費の国庫補助金、これは歳出のところで説明いたしました公営住宅整備事業の追加の210万円に対しまして補助率45%の94万5千円を計上しております。

その下の4目の教育費国庫補助金では、先ほど今、前段で申し上げました理科教育設備整備等補助金としまして、事業費104万6千円に対しまして、補助率50%ということで、52万3千円の計上です。

次、2番目の表になります。

14款、2項、1目の総務費道補助金の地域づくり総合交付金、防災用の備蓄品、備品購入事業としまして、事業費454万8千円で補助率2分の1ということで220万円の計上をしているところでございます。

その下の民生費の道補助金では、これも同じく地域づくり総合交付金の児童センター分の備品購入事業としまして、113万2千円に対しまして、補助率2分の1で50万円の計上ということです。

その下の農林水産業費の道補助金、農地・水保全管理支払事業の道内全体の割合が決まりましたので、これによりまして概算補助金が判明したということで、事業費と同額の30万円を計上しているというものでございます。これは事務費の分になります。

次に、3番目の表になりますが、17款、1項、1目の財政調整基金繰入金ですが、726万9千円の追加につきましては、今回の補正の財源調整ということで、ご理解いただきたいと思います。

次に、一番下の表になりますが、20款、1項、2目の農林水産業債につきましては、歳出のところでもお話しました新生紀森林組合施設整備事業にかかる本町負担分2,770万円のうち、起債対象となる額が2,540万円になりますので、その全額を過疎債で借入れするというものです。

7ページを開いていただきたいのですが、これによりまして、地方債、起債の部分で平成25年度末の地方債の残高は、一番右側の下から3行目、46億3,734万5千円となるものでございます。

最後に別冊で配付しております「資料1」というのがあると思います。基金の表ですが、これは財政調整基金及び特定目的基金の保有状況の見込みを示しているものでございまして、今回の補正後の一般会計の基金保有見込額は、一番右側の下から4段目、37億1,023万5千円となっております。

以上をもちまして平成25年度訓子府町一般会計補正予算（第2号）の内容について

て、説明をさせていただきましたので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第39号 平成25年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（渡辺克人君） 議案書の8ページをお開き願います。

議案第39号 平成25年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように55万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,495万4千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、9ページの第1表 歳入歳出予算補正の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、10ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、10ページの歳入から説明させていただきます。

第4款、第1項、第1目の繰越金、55万4千円の追加につきましては、出納整理期間中に収納されました平成24年度分の保険料を前年度繰越金として、繰り越すするものであります。

次に、同じページの下段になりますが、歳出について、説明させていただきます。

第3款、第1項、第1目の後期高齢者医療広域連合納付金の19節、負担金、補助及び交付金につきましては、歳入の繰越金でも説明しました出納整理期間中に収納された平成24年度分の後期高齢者医療保険料について、広域連合に納付するもので、保険料等納付金として、55万4千円を追加するものであります。

以上、平成25年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第40号 平成25年度訓子府町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（渡辺克人君） 続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

議案第40号 平成25年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、第1条にありますように880万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,330万円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、12ページの第1表 歳入歳出予算補正の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、13ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、13ページの歳入から説明させていただきます。

第8款、繰越金、第1項、第1目の繰越金、880万円の追加につきましては、前年度

の繰越金であります。このうち1節の支払基金交付金繰越金、492万8千円は、平成24年度の介護給付費等に要する費用に充てる支払基金交付金として、交付されたもので、事業費の確定により、支払基金への返還金として、繰り越しするものであります。

同じく、2節のその他の繰越金は、平成24年度の国及び道からの介護給付費負担金でありまして、事業費の確定により、国への返還金として、370万5千円、道への返還金として、16万7千円、あわせて387万2千円を繰り越しするものであります。

次に、同じページの下段になりますが、歳出について、説明させていただきます。

第6款、諸支出金、第1項、第2目の償還金につきましては、歳入で説明しました第8款の繰越金880万円を国、道及び支払基金に返還するため追加するものであります。

以上、平成25年度訓子府町介護保険特別会計補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第41号 平成25年度訓子府町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 議案書14ページをお開きください。

議案第41号 平成25年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案説明をさせていただきます。

まず、第2条で、収益的支出の予定額を次のとおり補正するもので、営業費用で、52万5千円を増額し、支出の総額を1億5,209万4千円とするものであります。

次の15ページ、水道事業会計予算実施計画説明書であります。これは一般会計の事項別明細書にあたるものでありますので、内容について、説明をさせていただきます。

収益的支出のうち、1款、1項、営業費用の3目、総係費の中の委託料を52万5千円増額するもので、その内容は、国の地方分権改革推進計画に基づき、地方公営企業法が46年ぶりに大幅な見直しとなり、その結果、地方公営企業会計制度も改正されまして、現状の例規、会計制度、システム等といったさまざまな側面で影響が生じることが予想される中、会計処理の基本であります訓子府町水道事業会計規程を新会計基準にスムーズかつ正確に移行するため、全面的な改定が必要になることから、専門的な知識を有する会社の支援を受け、規程の再整備を進めるため、水道事業会計規程整備支援業務として、追加補正をするものでございます。

次に、16ページは、資金計画の一覧表であります。後ほどご覧いただくことにいたしまして、説明を省略させていただきます。

以上、平成25年度訓子府町水道事業会計補正予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第42号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の17ページをお開き願います。

議案第42号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、提案理由の説明をいた

します。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、説明にありますように深川市妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町の1市4町で構成します北空知圏学校給食組合の加入に伴い、規約を変更するものでございます。

それでは、記以下をご覧くださいと思いますが、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更するものでございます。

別表第1中「空知総合振興局（34）」を「空知総合振興局（35）」に改め、「空知中部広域連合」の次に「、北空知圏学校給食組合」を加えるものでございます。

次に、附則でありますが、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） それでは、議案書の18ページ、議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、提案説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

内容は、説明にありますように北空知圏学校給食組合の加入に伴いまして、規約を変更するものでございます。

それでは、記以下をご覧くださいと思います。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を次のように変更するものでございます。

別表第1に「北空知圏学校給食組合」を加えるものでございます。

附則でありますが、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第46号 末広団地公営住宅建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案第46号の提案説明を申し上げます。議案書の21ページをご覧くださいと思います。

議案第46号 末広団地公営住宅建設工事請負契約の締結について。

次により、工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、工事名は、末広団地公営住宅建設工事であります。契約の相手方につきましては、3社による指名競争入札の結果、久島工業株式会社代表取締役久島正之氏で、契約金額は、5,029万5千円でございます。

なお、予定価格につきましては、5,158万6,500円でございます。

工事の概要は、木造平屋建て1棟3戸で、床面積は、295.89㎡となっており、昨年と同様のものを建設しようとするものでございます。

なお、工期につきましては、平成25年11月29日までとしてございます。

以上、議案第46号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第47号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案第47号の提案説明を申し上げます。議案書22ページでございます。

議案第47号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の町道路線を廃止しようとするものでございます。

廃止する路線の概要につきましては、記及び次ページの図のとおりであります。まず、廃止する路線は、路線番号63番の清住線でございます。起点は、訓子府町末広町216番地、終点は、訓子府町字清住4番地4でございます。重要な経過地は、清住となっております。

参考までに実延長を申し上げますと187m80cmでございます。

本件につきましては、北海道開発局で実施している北海道横断自動車道網走線の訓子府インターチェンジ整備に伴い、交通安全確保のため、一方通行路線である本路線を廃止しようとするものであります。

以上、議案第47号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第46号、議案第47号までの各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

ここで議事について、議会運営委員長並びに副議長と協議のため、午前10時35分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

上下水道課長から訂正の申し入れがありましたので、発言を許します。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 議案書 16 ページの水道事業会計資金計画につきまして、先ほど説明を省略させていただきましたが、この表に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

まず、この表の右から 2 番目にありますように比較の欄に記載してあります数字は、表の中ほどの補正後予定額であり、現在、補正後予定額の欄に記載してあります数字が、比較の数字になります。

今回の補正で言いますと支払資金の区分 1、営業費用で補正前予定額 8, 105 万 1 千円、補正後予定額 8, 157 万 6 千円、比較が 52 万 5 千円となります。

大変申し訳ございませんが、訂正のほどよろしくをお願いいたします。

◎議事日程の変更、追加日程の議決

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長並びに副議長と協議の結果、これより日程の順序を変更し、日程第 14、報告第 5 号、日程第 15、報告第 6 号、日程第 16、報告第 7 号、日程第 17、報告第 8 号並びに本日追加議案として、西山由美子君ほか 4 名から提出されました意見書案第 4 号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書、さらに、所管事務調査について及び議員の派遣についての件を先に審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第 14、報告第 5 号、日程第 15、報告第 6 号、日程第 16、報告第 7 号、日程第 17、報告第 8 号並びに意見書案第 4 号、さらに、所管事務調査について及び議員の派遣についてを先に審議することに決定いたしました。

◎報告第 5 号

○議長（橋本憲治君） 日程第 14、報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書の提出についてを議題といたします。

提出者からの報告を求めます。議案書 24 ページでございます。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） それでは、議案書の 24 ページ、25 ページにまたがりますがお開き願いたいと思います。

報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書の提出について。

平成 24 年度訓子府町一般会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、報告するものでございます。

次のページの 25 ページになりますが、繰越計算書につきましては、この内容につきましては、3 月の第 1 回定例会の中で補正予算の中でも説明してございますので、これは平

成24年度内に実施できなかったことにより、繰り越したものでございまして、平成24年度国の予備費を活用した事業である一番上の道営西富中地区基幹水利施設ストックマネジメント事業1本、以下、国の緊急経済対策による補正予算分で10本ということでございまして、合計11本の事業の総繰越額が4億140万1千円、財源内訳では、分担金1本で75万円、道支出金2本で7,762万円、国庫支出金6本で1億7,187万7千円、起債8本で7,300万円、残り一般財源として7,815万4千円となっている内容でございまして、これは3月と変わっておりません。

なお、事業ごとの詳細内容につきましては、先ほどもご説明しましたが、事業自体が全然やっていないということもございますので、丸々繰り越しているということで、説明については、省略させていただきたいと思っております。

以上をもちまして、報告第5号 繰越明許費繰越計算書の提出につきましての説明を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第6号

○議長（橋本憲治君） 次に、 日程第15、報告第6号 平成24年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況についてを議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） それでは、議案書26ページ、27ページをお開きください。報告第6号について、ご報告いたします。

報告第6号 平成24年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について。

訓子府町ふるさとおもいやり寄付条例（平成20年条例第8号）第10条の規定により、平成24年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について、次のとおり報告するものでございます。

運用状況につきましては、次の27ページに掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

1. 報告の対象となる期間につきましては、平成24年4月1日から本年3月31日まで、平成24年度中の1年間でございます。

2. 寄付の状況につきましては、（1）では、事業別寄付状況、（2）では、寄付者の居住地域別寄付件数を掲載しております。

（1）の事業別寄付件数、口数、寄付金額等については、ご覧のとおりでございますが、寄付件数の合計につきましては16件、複数の事業にわたって寄付されておりますので、実件数としては11件となっております。172口、86万円のご寄付がございました。

（2）の地域別寄付件数については、ご覧のとおりでございます。

次に、3. 基金の状況についてでございますが、3段目の表になります。年度当初の基金保有額につきましては、299万7千円、積立額は24年度中の寄付金額となっております。

まして、これは８６万円、年度中に取り崩した額が１４４万１千円、これにより年度末保有額につきましては、２４１万６千円となっております。

金融機関に預け入れして管理しておりますので、表の中段に利子分を掲載してございます。寄付金及び利子をあわせまして、２４年度末基金保有額につきましては、２４２万２千円となっております。

次に、４．基金の活用（取崩）状況でございます。寄付者の意向に沿って、２４年度中の寄付金と過年度分とをあわせて１４４万１千円を２４年度実施の記載の事業財源として活用させていただいております。

以上、報告第６号 平成２４年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について報告させていただきました。

なお、この報告内容につきましては、広報並びにホームページに掲載し、公表するとともに、寄付者にもお知らせをしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第７号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第１６、報告第７号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

議案書の２８ページをお開き願います。

報告第７号

教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について

教育委員会から活動状況に関する点検・評価報告について、次のとおり報告があった。

平成２５年 ６月１８日提出

訓子府町議会議長 橋本憲治

平成２４年度訓子府町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２７条第１項の規定に基づき、平成２４年度訓子府町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告を次のとおり報告します。

記

別 冊

なお、別冊の活動状況に関する点検・評価報告書であります。事前に議員並びに説明員の皆様に配布させていただいておりますので、説明については、省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第８号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第１７、報告第８号 出納検査結果報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

議案書の29ページをお開き願います。

報告第8号

出納検査結果報告について

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成25年 6月18日提出

訓子府町議会議長 橋本憲治

出 納 検 査 結 果 報 告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成25年4月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治 様

平成25年4月10日

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 小 林 一 甫

次のページの30ページ、31ページ、32ページにつきましては、説明を省略させていただきます。33ページをお開き願います。

出 納 検 査 結 果 報 告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成25年5月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治 様

平成25年5月10日

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 小 林 一 甫

次のページ、34ページから39ページにつきましても、先ほどと同様説明を省略させていただきます。40ページをお開き願います。

本日、追加で配布させていただきました6月分の出納検査結果報告であります。

出 納 検 査 結 果 報 告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成25年6月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治 様

平成25年6月10日

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 小 林 一 甫

次のページの41ページから44ページにつきましても、前の2件と同様、説明を省略

させていただきます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

◎意見書案第4号

○議長（橋本憲治君） 次に、意見書案第4号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める要望意見書を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

3番、西山由美子君。

○3番（西山由美子君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、意見書案第4号について、ご説明をいたします。

意見書案第4号

札幌航空交通管制部の存続・充実を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成25年6月18日

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治 様

提 出 者 訓子府町議会議員 西 山 由美子

同じく 安 藤 義 昭

同じく 小 林 一 甫

同じく 佐 藤 静 基

同じく 上 原 豊 茂

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

札幌航空交通管制部の存続・充実を求める要望意見書

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年6月18日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋 本 憲 治

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

国土交通大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより質疑に入ります。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑することができます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより意見書案第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査について

○議長（橋本憲治君） 次に、所管事務調査についてを議題といたします。
お諮りいたします。

総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会の2常任委員会の委員長から、所管事務調査について、平成25年度閉会中も継続して調査できるよう別紙のとおり議決の願い出が議長に対して出ております。

これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、2常任委員会の委員長から願い出のありました所管事務調査項目について、平成25年度閉会中も継続して調査できるように決定いたしました。

◎議員の派遣について

○議長（橋本憲治君） 次に、議員の派遣についてを議題といたします。
お諮りいたします。

議員の派遣については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、議員の派遣については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。
時間、多少早いのですが、午後から一般質問になっておりますので、ここで昼食のため、休憩をいたしたいと思います。
午後1時から一般質問に入りますので、ご参集願います。
ご苦労様でした。

休憩 午前11時00分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは定刻になりました。
休憩を解き、会議を継続いたします。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 日程第13、一般質問を行います。

質問は、通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

1番、小林一甫君。

○1番（小林一甫君） 1番、小林です。通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は、本町の教育の取り組みについてということで、教育長に3点について、お伺いをいたしたいと思います。

国が教育委員会制度のあり方について問題を提起し、教育現場に新たな考え方を求めています。教育現場では、いじめ問題をはじめ、新学習指導要領の実施など多くの課題を抱え苦慮しているのが実態であると考えます。

そこで、あえて問題の解決を求めるのではなくて、現在の状況と取り組みについて、3点について、お伺いをいたしたい。

まず、1点目につきましては、自然を相手に委員会活動の中で生徒が維持・管理をしながら観察を重ねて学校内外で成果を発表、生徒の自信につながっていくという「ビオトープ」というものがあるが、本町の取り組みはどのようにされているのか。されているとすれば成果はあるのかお伺いをいたしたい。

2点目といたしまして、特に最近、いじめ問題が深刻な事態となり、解決がますます複雑化していると思います。

問題の解決にむけ「スクールカウンセラー」への期待が高まっていますが、本町の現時点でのいじめ問題と対応についてと「スクールカウンセラー」の取り組みについて、お伺いをいたしたい。

3点目、教育委員会制度について問題が提起されていますが、現在の制度にどのような課題があるのか。教育行政の現場は、どのような制度を求めているのか。教育委員会の名称変更問題を含めて、考え方をお伺いいたしたい。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 訓子府町における教育の取り組みについて3点のお尋ねをいただきましたのでお答えします。

1点目の「環境教育の一環として『ビオトープ』への取り組みの現状と成果」についてのお尋ねですが、まず「ビオトープ」について説明をいたします。「ビオトープ」は、2つのギリシャ語を組み合わせた「生き物の住む場所」という意味の新しい言葉で、森林や草原、川辺や干潟など、昔からいた生き物が暮らせるある程度まとまった場所のことです。

「学校ビオトープ」については、一般的に学校敷地内に人工池など自然生態系を復元・創造し、環境の大切さを実感できる場の創出を図る取り組みで、近年、身近な場所に自然や生き物が少ない、主に都市部の小学校で取り組みが進んでおります。

本町の学校においては、ビオトープの取り組みを行っていませんが、環境教育の重要性は認識しており、議員からご指摘いただいた自然を相手とした維持・管理・観察活動などについては、豊かな自然環境を活かして「自ら環境問題に気付き、よりよい環境づくり

や環境保全に向けて行動できる子どもたちの育成」を目指し、総合的学習の時間などを活用しながら取り組みを進めているところでございます。

その取り組みとして、訓子府小学校では、海浜学習や登山学習、「コーンレンジャー」と称した児童によるトウモロコシの^{はしゅ}播種・収穫・加工の体験学習、「訓子府を食べよう」では、稲作体験や地場産品での調理実習などを実施しております。居武士小学校では「地球と食」と題してメロン・ジャガイモの栽培や収穫を体験し、品種による栽培方法や外見、味、調理法の違いについて授業の中で発表しあったり、児童自らが学校ブログで訓子府町の特産品や身近な自然について発信しております。

このような環境教育の実施により生き物を大切にする心を育み、人や自然・ふるさとにやさしい思いやりのある児童の育成に加え、観察力、表現力の向上にも寄与しており、教育委員会といたしましては、今後も学校の主体性を大切にしながら環境教育に対する支援を進めていきたいと考えておりますのでご理解願います。

次に、2点目の「本町におけるいじめ問題の対応と『スクールカウンセラー』への取り組み」についてのお尋ねですが、最初にいじめ問題への対応については、各学校で実施しております年2回のアンケート調査や日々の見守りを実施する中で、学校では担任だけではなく全教職員が子どもたちに目を配り、学校全体で児童生徒の変化や児童生徒から発するシグナルを見逃さないように観察することで、いじめの確認及び未然防止に努めております。

教育委員会では、学校との情報共有することが最も大切と考えており、校長会議及び随時報告などを通じまして、いじめ問題を含めて日頃から情報交換を行っております。

次に、スクールカウンセラーについては、いじめや不登校など悩みを抱える子どもの相談を受ける専門家として、全国の小中学校の1万9千校に配置されております。教職員や保護者にもアドバイスすることもあり、臨床心理士が担当することが多く、近隣では北見市でカウンセラー4名を配置し、相談活動を展開しております。

本町を含めた学校数の少ない町では、専任配置をしていない学校がほとんどで、対応を要する事案が出た場合、教育局に連絡しカウンセラーの緊急派遣を依頼することとなっています。

なお、本町では、緊急派遣の要請まではいかないが、専門的なアドバイスが必要な事案が起こった場合に備えて、4回分のカウンセラー派遣にかかる経費を予算計上しております。

いじめの原因やその背景はさまざまで、児童生徒の問題、家庭の問題、社会的風潮の影響など、それらが複雑に絡み合っていることが多いですが、最も大切なことは子ども同士が相手を深く理解し、お互いを認め合うコミュニケーションが重要だと思っております。

いじめ対策はもうこれで万全ということはないと考えております。いじめは、いつでもどこでも起こり得るものであるという認識をもって、今後も教育委員会として学校や家庭、地域の皆さんとも緊密な連携を図りながら、早期発見、未然防止、的確な対応に努めてまいります。

次に、3点目の「教育委員会制度の問題点と新たな制度の考え方」についてのお尋ねですが、制度改革につきましては「教育再生実行会議」におきまして教育委員会制度のあり方についての提言を受け、文部科学省が中央教育審議会に諮問する形で改革案が出ており

ます。

教育委員会制度については、立場によって課題とするところが異なりますが、改革案の内容を見ますと現制度の問題点として、「外部に対する閉鎖性」「意思決定過程の不透明性」「問題解決に向けた機動力の不足」などが指摘されております。改革案の大きな変更点としては「地方教育行政の権限と責任を明確にする」ため、教育行政の責任者を教育長に集中させる形となっており、今まで教育委員の中で選任されていた教育長を直接首長が任命、議会が同意する仕組みとなっております。また、教育行政の責任者であり、さまざまな重要事項を決定してきた教育委員会は、教育行政の基本方針や執行状況をチェックする言わば教育長の諮問機関的な組織となる制度設計となっております。

これら「教育委員会制度改革」につきましては、これから中央教育審議会でも本格的に議論されていくこととなりますが、教育行政を執行する立場としては、現在の制度は「政治的中立の確保」「継続性・安定性の確保」「地域住民の意向の反映」のための仕組みとして、議論・修正を重ね、長い年月をかけて確立した制度であることを踏まえすともっと慎重に教育現場の意見を聴きながら時間をかけて論議する必要性を感じております。

教育委員会制度は、何より「子どもたちの教育を受ける権利を保障するための制度」であるべきとの観点で、今後の議論の行方を注視しながら管内の教育長会議で議論を重ねることや町とも連携を図りながら、現場の声が十分反映されるよう努めてまいります。

以上、お尋ねのあった３点につきまして、お答えしましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○１番（小林一甫君） お答えをいただきましたので、何点か再質問をさせていただきます。

ビオトープの取り組みにつきましては、ビオトープに準ずるかたちで本町もかなりの取り組みをされているというようなお答えでありました。昔は、子どもたちが農作業の手伝い、また、家畜の世話をするのが当たり前になっておりましたが、現在は、農家の子どもたちであってもあまりお手伝いをする子どもたちを見受けられなくなっております。そうした中で、このビオトープというものにつきましては、命の大切さ、また、ものをつくっていく大切さ、いろいろとこれから荒波の中で育っていく子どもたちにとっては、非常にメリットがあるような、そういう制度であると思います。これからもこのビオトープが進められるよう、本町でも力を入れていただきたいと思います。現在、ビオトープの取り組みについては、されていないということですが、今後もそういうかたちでいくのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま、ビオトープに関しまして貴重なご意見をいただきましたが、確かに本町の中では、ビオトープという小さい意味での人工池とか、校内の取り組みは行っておりませんが、学校教育の中のビオトープは、生態系観察や自然とのふれあいの役割として、環境教育として有意義なものだと私自身も認識しております。都会では、そういうかたちでの自然のない中で、そういう取り組みをなされておりますが、訓子府町におきましては、自然がまだまだ多く残っており、自然環境そのものが、うちの町の大小のビオトープではないかと思っております。このようなことから、学校生活だけでは

なくて日常生活においても家の周りの自然を慣れ親しむことによって、子どもたちが自然の大切さや生態系の観察をすることで、環境教育のほうに寄与するものだと思っておりますので、なお一層、今後も学校教育の現場で、自然観察等を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） そういう進め方の中で、これからぜひ子どもたちのために実施できるものであれば、実施をしながら進めていただきたいと思います。

次に、2点目の関係でございます。

最近では、入学後の人間関係づくりや友人間のトラブルで悩みや不安を抱える子どもたちが増えていていると聞いております。私もこのいじめ問題につきましては、過去に何回も質問しております、本町のいじめ問題の取り組みについては、理解しているつもりであります。今回のスクールカウンセラーの件に関しましては、私もあまり知識等、資料も不足しておりますので、改めてお聞きしながら理解をさせていただきたいと考えております。

今、スクールカウンセラーの専門的なアドバイスを希望する子どもたちはもちろんのこと保護者も増えているようであります。子どもたちばかりではなく、保護者、教職員の潤滑油、仲立ち的な役割を果たすことで、問題解決の道を探っているようであります。このことから、本町もスクールカウンセラーに期待する面が大であります、今後のスクールカウンセラーの配置について、今はスクールカウンセラーは置いていませんが、新たに採用する部分があるのか。また、採用しないで現状のままでいくのか。少しお答えをいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） スクールカウンセラーにつきましては、一般的には、国の助成制度なんかもありますが、あれについては、大体1校当たり4時間ぐらいを目途に回っているというようなかたちになります。そういう意味でいきますと訓子府町のように学校数が少ないところ、ここら辺でいいますと近隣で言ったら美幌町、置戸町、津別町ともこの間、話した経過もあるのですが、なかなか1人常駐するような状況にはないということで、今のところは、そういう考えがあるのですが、北見市につきましては、4名ほど置いています、やはり大規模校ということと圧倒的に相談をする方は、教師の方が多いのです。内容については、その他という、要するにいじめですとか、不登校といった問題よりも圧倒的にその他の問題というのが多いものですから、おそらく都市部の独特の例の保護者の関係ですとか、そういったトラブルというのか、そういったものが、かなり学校で多いのだと推察をされます。うちの場合は、幸いにもそのカウンセラーを常設するような状況に今なっていないということもありますので、当面は、こういった状況で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） カウンセラーは置かないということですが、問題があった場合は、北見市におられる4人の方の考え方を伺っていくということであろうと思います。あまり問題が大きくならないうちに処理できるような、そういう体制はぜひとっていただきたいと思います。

これは、昨日の新聞報道で、いじめ防止法案が成立されるということが載っております。

たが、これは国をあげていじめ防止に取り組むというようなことでありますが、このことに対して、前段で教育委員会に対して、いろいろと問題提起があったのかどうか。相談があったのかどうかをお伺いしたい。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、国のいじめ防止対策基本法の関連でご質問いただきました。これは、先ほど私の答弁でお答えしましたように教育再生実行会議の中の提言の中の1つで、今、与党である自民党の中で、いじめ対策防止基本法の法案提出を今、目指しているということでございます。議員からご質問があって、前段、各地教委などに意見の聞き取りなどがあったかどうかということでございますが、そのことに関しましては、今のところ地教委なりに意見を求めるものはございません。ただ私自身も新聞報道などの内容を見るしか今のところの情報を知ることはできないのですが、この法律によっては、学校に定期的ないじめの実態調査とか、道徳教育の一層の充実、外部との密接な連携、手厚い支援と毅然たる指導の両立などの責務が学校や地教委に課せられるのではないかとということでございますが、なお、この法律の内容を見ながら、地教委なりの対応を図ってまいりたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） この問題につきましては、これからということですが、中身的な部分を見ますと5本の柱の中で、いろいろと対応していくというようなことでありますので、あまり何ていうのか、現場の部分を混乱させないような、そういうようなことが必要であろうと思います。これは聞いてもちょっとお答えは難しいと思いますので、ちょっとやめますが、要するにいじめの問題が深刻になって、子どもたちが自ら命を絶つことがないように、スクールカウンセラー、教育委員会、町あげての対策をしっかりと考えていかなければならないのではないかと思いますところであります。

次に、3点目の関係につきましては、これは非常にまだ審議中というようなことでありまして、どうのこうの教育長に求めても判断なり、答弁なりが非常に難しいのかなというような考えをしております。国の教育再生実行会議が教育委員会制度のあり方について、提言をしたと。これは中央教育審議会にこの問題を移すようではありますが、これは3点の大きな柱があって、今の現場に沿えるものであるのか。教育長として、何か考えることがあるのか。あればお伺いをいたしたい。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 最初の答弁でお答えしましたように、今回の提言の第2次提言ということになりますが、その中の柱の中では、教育行政責任者を教育委員会ではなく、教育長とする。教育長の任免は、議会の同意を得て首長が行う。それと教育委員会は、教育長に対し、方向性を示す役割となるということで、教育委員会そのものの役割が大きく変わるというような中身になっております。今の教育委員会制度は、いろいろな議論や修正を重ねながら今のかたちになったということで、その中でも特に今の制度の中では、政治的な中立な立場と安定性や継続性を保つ、それと住民の声を反映できる。この3点をもって今の制度ができているということを考えますと教育委員会そのものが今、合議制の中で、行政機関としての役割と成しているところで申しますとやはり私が言ったこの3点が、今後も継続されることが望ましいかたちと私は思っております。そのような中で

は、今、早急な議論が国サイドで行われておりますが、教育委員会制の統治機構の根幹にかかわる重要事項でありますので、その見直しについては、やはり長い期間をかけて国民的議論が必要ではないかと思っておりますので、これから審議されるであろう中央教育審議会の内容を見ながら地教委としての対応を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） ただいま、答弁をいただきました。この問題につきましては、教育委員会の部分の非常に今後の進み方が注視される部分であろうと思います。中身的には、今の制度とほとんど変わりが無いというような、私は受け止め方はしていますが、特に、権限の問題については、かなり変わるのかなと思います。教育長が全権を担うというようなかたちの中で、これからは進めていかれるのかなというような考えをいたしております。いずれにせよ、いじめの問題にしろ、教育再生の問題にしろ、非常に重要な部分であると思います。こうした問題を教育委員会の中で十分論議をしながら、将来の子どもたちのために努力をお願いしたいと思います。

短いですが、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 1番、小林一甫君の質問が終わりました。

ここで、午後1時40分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時40分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、一般質問を継続いたします。

次は、5番、上原豊茂君の発言を許します。

5番、上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 5番、上原です。通告書のとおり私は2点の大きな質問を行いたいと思います。

まず、1点目、空き家対策についてであります。

時代の変遷^{へんせん}とともに社会環境に大きな変化が起こり、地方においては、都市への人口流出、核家族化が進み、効率化・合理化を追求する高度経済成長社会での経済至上主義政策を柱とする国政では、次代を担う子育て環境整備が遅れました。この点も要因となり、少子高齢化が加速度的に進んでまいりました。超高齢化時代を目前にした今日^{こんにち}、地方の経済活力は大きく低下いたしました。高齢者がふるさとを後にすることも見聞き^{みき}することが多い今日です。農村地域においては、限界的集落となり、生活の場を離れざるを得ない状況も想定できます。

このような状況下で打ち出されている国の政策によっては、農地荒廃が進むとともに民家の空き家が増えることも考えられます。

防犯や事故防止の面からも当町における空き家の現状把握とこれらの管理に関して、対応策を考えておく必要があるとの観点から、町としての考えを伺います。

1点目は、町内の空き家の現状と今後の推移予測について。

2点目は、空き家活用を含めた今後の方策について。

3点目は、空き家にかかわる他自治体の対応の実態と当町の今後の対応策について。

以上、3点をお聞きいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「空き家対策について」のお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「町内空き家の現状と今後の推移予測」についてであります。本町における空き家や放置されている空き家に関連した調査などは実施しておりません。平成20年に環境美化運動の一環として実施した町内会連絡協議会の聴き取りによる調査結果では、調査時点で、放置空き家が23軒、放置空地が4件となっています。

議員言われるように放置空き家は、高度経済成長時代の労働力異動や核家族化の進行、持ち家推進への政策誘導などによって全国的に問題となっているところであり、本町では子どもたちが集まっている個所や道路への落雪危険個所など地域住民の方からの通報やパトロールなどにより把握し、適正管理について、改善指導しているところでございます。

また、町内空き家の現状につきましては、上水道の休止状況から推計しますと入院や施設入所などにより、荷物を置いてある方や旧住宅を物置として利用し休止されている方なども含めて約80軒あります。

また、住民基本台帳上の70歳以上の単身世帯の方が、静寿園などの福祉施設入居者や公営住宅に入居されている方を除き、長期入院等により上水道を休止されている方を含め約170件に上ることを考慮すると今後も増加することが予想されます。

次に、2点目の「空き家活用を含めた今後の方策」についてであります。空き家が増えることにより、防犯、景観に及ぼす悪影響や家屋倒壊なども懸念されるところであります。原則的には私有財産であり、管理については、所有者に委ねられることとなります。近年では、転居後の住宅をリフォームし、販売されている物件も散見されるところであります。

こうした中ではありますが、居住区域の拡大はライフラインをはじめとした社会資本整備や維持管理においても経費が増大することやまちなか居住に見られる住民が徒歩で安心して暮らしていくことができる環境づくりが、居住区域をコンパクト化することによる行政効率化や商店街振興などに必要と考えているところでございます。

また、本町の居住環境は、民間賃貸住宅が少ないこと、公営住宅への入居申込者の増加、産業後継者の他市町への居住、実践会地区の高齢者の市街地区への移転や高齢者の住み替えのお話も聴いていますので、空き家または未利用宅地を活用した住居対策等は、今後検討していく課題ととらえていますのでご理解をお願いいたします。

次に、3点目の「空き家にかかわる他自治体の対応の実態と当町の今後の対応」についてであります。1点目の答弁で触れていますが、空き家につきましては、全国で約75万戸、全道で39万戸あることが報告されており、全国の多くの自治体で条例制定により空き家等の適正管理を実施している状況にあります。

また、道内では、平成24年7月1日時点で、8市町村で空き家等の適正に関する条例が制定されており、管内では湧別町が本年度より老朽化した建物の除去費用の一部を助成する「廃屋等除去推進事業補助制度」を実施していると聞いております。

全国的に多くは適正管理を中心とした廃屋や放置空き家の除去対策であります、一部には市街地への居住の促進などの空き家を活用した制度も実施されていますので、本町におきましても課題解決に向け調査、検討してまいりますのでご理解をお願いいたします。

以上、お尋ねのありました３点について、お答えを申し上げましたので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○５番（上原豊茂君） ただいま、ご回答をいただきましたが、いろいろな状況があると推定されるようなお答えでした。実質的には、平成２０年度の聴き取り調査以降、実質的な調査はしていないということではありますが、やはりここで今一度訓子府の実態をきちんと掌握する。入院ですとか、施設入所ですとか、いろいろとあるという想定がされますが、それらも含めて市街地、実践会地区、それぞれにどのような状況になっているのか正確な調査を実施すべきでないかというふうに考えるところですが、その件についての考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私の記憶では、平成２０年度の調査というのは、防犯上、町内会連協の町内会長さんたちが非常に子どもたちにとって、青少年の健全育成等についても問題ではないのかということで、市街地区については、このような調査をさせていただいたという実態ではないかと思います。５年間経過していますし、それから実践会地区もこのところ市街地に出てきて団地にお住まいになる。そして、残った住宅は、空き家等で利用されていないという状況がちょっと気になっておりますので、前向きに議員ご指摘のとおり適正な調査をいずれかの時点で実施したいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○５番（上原豊茂君） 今たまたま実践会地区の空き家の心配等も口にされました。うちの町の１つの課題として、大麻の関係があるのではないかと思います。農村地区で確実に空き家だ、人目に触れないとなりますとその辺を拠点とした大麻収集が活発化するという心配も考えられるのではないかと思います、今までにそのような関係での問題点といえますか、そういう空き家で大麻を集めて、例えば乾燥させるとか、そこを拠点として、大麻収集に歩いたとか、そういう案件はないというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 実際の所管は、保健所が担当しておりますが、私の知る範囲で、私自身も福祉保健課長時代も担当しておりましたが、空き家を拠点として、大麻を乾燥させたり、あるいは盗掘して、そして保管するというような、実際には、記憶にありませんので、おそくないというふうに断定してよろしいのではないかなと考えております。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○５番（上原豊茂君） 再度ですが、ぜひ、そういう懸念もあるということを踏まえながら、早々に実態調査、次の対策をうってほしいと思う訳であります。

次の２点目に移りますが、空き家が当然私有財産ですから、いろいろな意味で課題もあるかと思いますが、ものによっては、十分に利用を期待できるかといいますか、利用希望

が出てくるような案件もあろうかと思います。実際に私の知るところでも後継者が帰ってきて急きょそういう物件を利用させてくれとかたちで利用実態に入っているという話も聞いております。そういう点からしますと今、うちの町がきちんとした情報をつかまえながら、これは前回と違いますか、今回、議会報告をした時にも注文がつけましたが、農村地区等も含めて空き家の利用について、例えば、若い人たちが狭い住宅ではなくて子育て中、広い住宅でのびのびと子どもが育てられるような環境の中で、安価に利用できる負担の少ない活用ができるようなことができないのかというような話もございました。そういう意味では、ぜひそういう情報提供システムといいますか、そういうことも考えていくべきではないかと思いますが、それについての町としての考え方について、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今、2点目の空き家の活用の関係のシステム情報ということのお尋ねでございました。議員言われる部分も町長が答弁申し上げたとおりなのですが、まずは私有財産であるということですので、それと賃貸の部分でいきますとどうしても民間といいますか、不動産業界とか、建設業界等々との絡みもございまして、しっかりと研究していないのですが、先進地においては、いろいろと協議会とか、そういった部分を設けながら、各業者も含めて、俗に言われている空き家バンク的な名称で言われている部分がございまして、そういった部分については、行政も一つかみながら進めているというようなお話も聞いておりますので、そういった部分については、町長答弁にありましたが、今後、調査、研究した中で、検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 当然、再利用すると世代の交代といいますか、そういうこともあろうかと思えますし、まったく他人で若い人たちが再利用するという方法もあろうかと思えます。当然、今、課長から回答ありましたように建設業界等のいろいろな考え方もあろうかと思えます。うちの町がリフォームの助成をやっていることを考えますとぜひそういう建設業界の人たちも絡めながら、新たな道、活用の道を探っていくということも定住を促進させる意味においても重要な政策になってくるのではないかというふうに考えますので、一般の不動産会社とは違う意味の全町的な業者との関係も含めた調整役として、ぜひそういう情報提供とともに方法を提案していくという、対策を考えるのではなくて、自主的な行動に移していただきたいと思いますと思いますが、より前向きな方向をとっていただけるのかどうか。その辺について、再度確認をしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 5年ほど前というか、私が町長になった頃というのは、町営住宅というのは、あまり人気なかったのか、新しいところは人気あったのですが、結構、空き家があったのです。今、住宅審議会はとても忙しいです。すなわち農家の人もそうだし、こっちに新規で入ってくる方もそうだし、たまたま離婚されて住宅がないとか、いろいろな事情があるにしても、おそらく建設課長あたりは相当苦慮しながら町営住宅の空き家、あるいは入替え空き家等も含めて苦慮しているのではないかと思います。さらに「どこかいいところの住宅を町長知りませんか」ということも含めて、例えば、どここのあ

そこが空いている。あそこだぞ、あそこだぞと話はするのですが、町でまとまって、そういう実態把握をしているということがありませんので、冒頭答弁させていただきましたように、単に防犯上の問題だけではなくて、特に、実践会地区等を中心にしながら実態をやはりまずは第一義的に把握するということが最初ではないのか。その上で個別にあそこの家が空いているということではなくて、制度として確立できないのかどうかということが、企画財政課長はかなり慎重に言っているのは、そういう意味での慎重さでありまして、例えば、滝川町です。道内で先進的な、住替支援補助制度というのがありまして、ついこの間も東幸町のあるご高齢の方が私のところに来て、どっちな倒れたりしたら、町長、町営住宅に入れてほしい。そして、今、使っている家を安く売却したい。こういうあっせん窓口を町でやっていただけないか。訓子府が好きだから、訓子府にずっと住み続けたい。だけれども、もうこの大きな家はもてあそぶような時代、年齢になってきたということもありますので、そういう意味でのあまり日本的な持家を非常に大事にする文化とヨーロッパのように、いずれの年齢がきたら、そこを売却して高齢住宅に入っていくという考え方というのは、なかなか今までは合致しなかったという状況もあるのですが、そういう滝川でみているような、60歳以上の方、または、要介護・要支援を受けている方が住み替えをするというようなものに対して一定程度の補助をする。しかし、これはどうも私の読み違いかもしれませんが、7万円から20万円ぐらいですから、そんなもので住み替えできるのだろうかとか、ちょっとやはり気になる点もありますので、もう少し私自身も企画財政課も勉強させていただきながら、実態として、そういう広い意味で高齢住宅の住み替えの問題、それから、実際には今、空いている住宅を活用する方策というのは、もっと詰める必要があるのではないかというのが、今の私どもの考え方ですので、今すぐこうやるああやるということはちょっと言えませんが、ご理解をいただきながら、私どももちょっと前向きに検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 先ほどの町長の答弁、第一答目の答弁の中でありましたように、高齢者の居住環境のコンパクト化ですとか、いろいろなことが問題になってくると思うのです。当然、町としては、そのライフラインの整備等も含めて、いかに無駄なことをしないようにということも念頭に置かなければならない。そういう意味では、今回のこういう提案をきっかけにぜひ居住環境の総体的な高齢者、若者を含めた、うちの町の方向性みたいなものをきちんとやはり見えるようなかたちで住民に提供していただければということをもまずは大きく期待したいと思います。

3点目にいきますが、自治体がどう対応するのかということを今までのやりとりの中でも随所に出てきておりますが、先ほども発言しておりますが、個人の私有財産でありますから、非常に町としてどこまで入り込めるのかということが難しいというふうに思います。しかし、放置しておくところからさまざまな問題が起きる。先ほど言いましたように、そういう点からするとやはり町として、きちんとした条例化をし、住民とともに1つの認識を共有するというのが大切でないかと思う訳であります。とりあえずは、大事なものは、その所有者、管理責任者といいますか、それを明白に行政として押さえておくということが大事でないかと思っておりますから、その辺の先ほど前段で申し上げましたように空き家の実態調査の中で、例えば、年寄りが所有していたとしても亡くなって、その所有権がど

こにあるのか、管理責任者が誰になっているのかというところまで、きちんと整理していく必要があるというふうに思いますが、この案件について、行政がどこまで指導できるのかという問題もあろうかと思いますが、それらを含めての基本的な考え方があればお示しをいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今この空き家の問題については、例えば、うちの町でいきますと企画財政課、建設課、町民課の3課にかかわってくるのです。土地だとか、農家住宅からいったりすると例えば、農業委員会や農林商工課にもかかわってきますから、役場の中でも多課にかかわるという問題があるから、非常に難しい問題、財産の問題もちょっと私は触れましたが、難しい問題が定住ではいろいろなことが起こり得るし、難しい問題があるということだけは、ご理解いただきたい。

それらを含めて、2つの潮流^{ちやうりゅう}がある。この空き家対策というのは。1つは、取り壊しを命令する。勧告する。命令するというやり方です。これは、所有者が、私はあれしていいなかなかやらないが、命令をする。勧告をして命令をする。それでもやらない。そうすると条例上でいっている法律的にもあるのですが、代執行というかたちになります。すなわち、あなたに代わって私が、町長がそこを取り壊して、そのかかった経費はその人に請求するという、代執行という行為です。これがまず1点。しかし、これらの代執行を北海道内でひいている自治体というのは4つあるのですが、一度も代執行をやったことはないという話、電話で確認しますと、なかなか人の財産を取り壊さないから、危険だからということで、町長の命^{めい}をもって、そこを取り壊して請求行為を行うということの難しさを条例上はあったとしても難しい。しかし、1つはそういう強制的な代執行を含めた勧告、命令等の考え方が1点です。

もう1点の流れというのが、これは最近でいいますと湧別でございます。湧別だけではないのですが、湧別の広報を私は送ってきたのをコピーして職員に渡したりなんかしている訳ですが、それを見ていると例えば、期限限定です。平成25年度から27年度の3年間で湧別町の廃屋等除去推進事業補助制度というのがあって、費用の2分の1以内で、1人100万円を限度として除去に関しては経費を補助するという、こういうやり方、一方では、代執行までの厳しい権限を行うという方法と、もう一方では奨励をしていくということの流れがありますので、いずれにしても先ほど冒頭申し上げましたように非常に複雑多岐にわたっているという問題もありますから、ここはちょっとそれらの先進事例も参考にしながら、内部的な検討からスタートせざるを得ないのではないかというふうに考えているのが、私の今の率直な意見であります。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） いろいろな課題が多い案件だと思いますが、ぜひ、これからのうちの町のさらなる飛躍といいますか、明るさも含めて確保できるように対処していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それでは、ちょうど時間も半分ぐらい過ぎましたので、次の質問に入っていきたいと思えます。

次の2点目は、地域を支える農業後継者対策についてであります。

時々^{ときどき}の国政方針によって揺れ動く第1次産業政策は、食糧の安定供給増産から生産調整

のための転作や価格引き下げ、自給率アップを掲げたと思いきや関税撤廃のＴＰＰ参加と今は産業崩壊の道を進みつつも、１０年後の農業所得倍増など、農業者の誰もが対象となるがごとき夢政策を演じている。これほど農民を愚弄した政策にも次世代を担う農業後継者は静観の状況、熟慮しているのか無関心なのか、私は不安を持つところです。時代の変化で、人と人のつながりが、人と機器に置き換わったのではないかと感じています。世代を越えた交流は、農村地域にも少なくなったと言えます。情報はインターネットで、いつでも必要な時に確保でき、都合の良い人との付き合いで十分との認識ではないでしょうか。地域社会を守り、農業という特殊産業が継承され発展するためには、時代を越えた人のつながりの中で、技の伝承や自然現象への対処・解析力を身に付けることが重要と考えます。社会性を身に付け、人と向きあえる人づくりこそが地域社会を守り育てる課題だと思います。町行政と教育行政連携の中で対策を講ずるべきだと思います。現状の認識と課題対策について、考えを伺います。

１点目は、情報処理の変化は、地域活動や後継者の成長に影響しているのかどうか。

２点目は、社会的変革の中で、人づくり対策の必要性和方向性について。

３点目として、農村社会の充実発展の課題と対策について。

以上、３点を町長、教育長に伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 答弁させていただく前にあらかじめご理解いただきたいと思いますが、議員のほうでも質問の中でも言われていますように、この答弁、回答については、私どもと教育行政にかかわることがありますので、私がまとめてまず最初に答弁させていただくことをお許しいただきたいと思います。

ただいま「地域を支える農業後継者対策」について、３点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、１点目の「情報処理の変化は地域活動や後継者の成長に影響しているか」についてでございます。この２０年ほどの情報機器の進化は著しく、インターネットの普及によるパソコン、携帯電話及びスマートフォンなど若者には当たり前の時代となってまいりました。いつでも必要な時に自分で情報を取得できる世の中になってきた状況でございます。

ご指摘のとおり情報処理の変化によって世代間交流が希薄になりつつある側面は否定できないと認識しておりますし、このことは、農業後継者や地域社会に限ったものではなく、現代社会そのものが抱える課題なのではと考えているところでございます。

また、情報化の波は、好む好まざるに関係なく、個人において取り組まざるを得ない一面もあると言えます。

本町では、他市町村に比べ農協青年部員数が多く、世代別・作目別の組織活動が活発に行われていること、前述した課題はあるものの後継者や若い世代が積極的にその時代時代にあった取り組む姿を見ると確実に後継者は育っていると認識しているところでございます。

２点目の「社会的変革の中で人づくり対策の必要性和方向性について」のお尋ねでございますが、近年、社会情勢はめまぐるしく変化し、さらに、少子高齢化や核家族化などにより、人々の意識や価値観も一段と多様化し、地域と家庭の結びつきの変化、人とのつながりの希薄化に地域活力の低下が問題となっております。このような社会・経済の変化に

に伴い、人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自らを高め学ぶことは大切なことであります。

さらには、地域農業にとっても、次代を担う農業青年が自ら学び仲間とともに高めあっていくことは、訓子府農業の未来にとっても極めて重要なことであります。

町内には、農業で言えば、多くの組織や団体があり、行政やＪＡ、生産者組織が活発に活動をしているところです。例えば、社会教育の分野では、青年団体連絡協議会、４Ｈクラブへの支援など自分達の学びに対して意欲的に取り組んでいますし、ＪＡでは農協青年部、フレッシュミズ、女性部においても事務局員が張り付き、研修や各種行事に積極的に取り組んでいるところでございます。

また、技術的、生産的な分野に目を移しますと世代別、種目別組織は１９組織にもおおよび、それぞれが生産向上に向けた取り組みを行っていますし、後継者対策でも町や普及センターで取り組んでいる各種研修事業なども行っていることは、議員もご存じのことと思います。

このように、さまざまな組織や団体の取り組みは農業の生産性、農業の環境の向上、さらには、人づくりに大きな影響を与えていると考えているところでございます。

これらの活動を通じ、現在での課題は、各組織のリーダー的存在の育成とその円滑な継承に力を入れていかなければならないと考えているところでございます。

このようなことから、今までの各種事業への支援はもちろんです、本年度は、交流と自らが学ぶ力を育てることを目的とし、北見農業試験場研究員等との研修懇話会を立ち上げていこうとしているところでございます。

次に、３点目の「農村社会の充実発展の課題と対策について」のお尋ねであります。社会の環境は、産業の分野においても一番の目標は経営もしくは生活の安定であることは申すまでもなく、精神的な安定も経営の安定があってこそ充実していくものと思います。

本町のように農業を基幹産業とするところは、２つ目のところでもお答えしましたように、技術・生産性向上を図りながら、後世につなげるかが課題であります。

これは農業に限らず、他業種においても例外ではありません。しかし、経済だけの観点だけでは語れない分野、広義の意味での福祉の充実も欠かすことはできません。子育て環境を整える、教育環境を整える、医療などの環境も整える必要があります。

１つの分野だけにとどまらず、全てが複雑に絡み合っていますので、全町民が少しでも生活しやすい環境をつくりあげる努力をしてまいりたいと思うところでございます。

以上、お尋ねのありました３点につきまして、お答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○５番（上原豊茂君） まず、１点目の情報処理の変化が地域活動や後継者の成長に影響しているのかどうかという点であります。確かに、町長が今お答えいただきましたように、うちの町の情報処理システムに対する予算でも、先ほどの議案の中にありましたが予算の段階で言いますと１億１，２００万円ぐらいになる訳です。そういう面から見てもどれだけ我々が若者と言われた時代、３０年前と比べたら変化してきているか。それはもう明らかで否定する余地がないというふうに思います。しかし、その流れが我々が情報シス

テムのいろいろな投資に対して議会で問題提起をしても時代の流れ、国からのひとつの流れだということでもあります。それはもう先ほど言いましたように否定することができない訳であります。そのことで、すべて合理的に、また情報の伝達がスピード化され、正確化されるというところで良しとしてしまってきている。その陰に隠れて消えている部分というのが、まったく見られていないのではないかというふうに思う訳であります。例えば、地域活動でも私が30歳になる前ですから、もうずいぶん昔の話ですが、実践会長をはじめてやった時に、その会議の回数たるや驚くぐらいあった。会議があるということは、人と人が集まります。もちろん世代が違います。そういう中で、いろいろなものが飛び交い、罵倒もされますが、ちゃんと伝わってくるものが伝えられることがあったのです。もちろん地域のいろいろなルールですとか、社会のルールもそうですし、遊びの面から学習の面までいろいろあった。そういうことがまったく最近では少なくなっている。地域の集りすら何かのイベントをやらない限り集まってこない。当然、80歳、70歳の世代と20歳代、30歳代の世代というのは、接点を持てなくなっている。例えば、地域のことが、歴史が、どう伝わっていくのかという点でいきますと非常にその辺は少なくさみしい限りだというふうに思う訳であります。私はそういう活動がどんどん減っていくことで当然伝わるべきことが伝わっていかない。例えば、地域における自分の家庭の位置関係といいますか、例えば、親だったら、親の地域での立ち位置ですとか、そういうものがしっかりと伝わっていかない。伝わっていかないということは、それぞれが自分の主張だけすればいい。とりあえず、その場をクリアできればいいという意識しかない。当然それは、先ほど町長の回答にもありましたが、地域のみならず、家庭での人間関係すら、どんどん大きく変わってきているのではないかというふうに私自身は考えております。私が嘘を言えばすぐばれる谷本農業委員会会長がいますが、夜な夜な明け方まで、いろいろな議論をした。寝たほうが負けだというような、そんな緊張感を持ちながらやり取りをした仲間もいる訳であります。そういうことが、どんどんわずらわしさを解消するために消えていく。そういう面では、今、社会教育の第一線で仕事をしている、それも何十年もやっておられる課長がいますからお聞きしたいのですが、かつて我々は、邪魔するぐらい、今もそうかもしれませんが、職員の仕事の邪魔をするぐらい社会教育の現場に入り込んでいたということがありますが、そういうことに対する変化、社会教育の担当者から見た青年の変化というのは、ここ20年ぐらいでどういうふうに変わってきているのか。その辺をもしあればお示しをいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上野敏夫君） ただいま、議員から情報処理が早くなっているというふうなことや地域の集りも少なくなっている。伝わることもなかなかうまく伝わっていないのではないかというふうなお話がありました。さらには、青年も変わってきているのではないかというふうなことでお話がありましたが、最近、私、北大が中心となった訓子府町の農家世帯構造と分業、ゆとりに関する調査の結果報告会というふうなことで、読ませていただきました。多分、議員もこれに参加しているのではないかと思います。その中で、一番ちょっと気になったのが、経営者の妻の8割が、昔は農家出身者であったのに対して、最近では、後継者の嫁さんは8割がまったく農業を知らない。まちから来ているというような状況がございます。ほとんどが農業を知らないということでありま

した。そして「農業に生きがいを感じていますか」ということで、後継者の約85%が「生きがいを感じている」というふうに調査で分かっています。しかしながら、妻は「感じていない」、「どちらでもない」をあわせると64%が生きがいを感じていないというような状況になっていきます。それから若妻に対して「どんな時に疎外感を感じていますか」という問いに一番多かったのが「家族で経営の話をしている時にまったく参加できていない」ということが一番多い回答でございました。そんなことから、家族の中でも大事な話し合いがされていないということが、これで明らかになっている。ある意味では、嫁さんをいかに主役にしていくか。家族全体が主役になるためには、どうしたらいいのかということを考えますとやはり話し合いをちゃんと明日の畑仕事はどうするのかとか、今後の経営をどうするのかとか、いろいろなことをちゃんと家族で決めていくことが必要でないかというふうに私は感じております。そういう中で今、家族経営協定とか、いろいろありますが、そういったもので1つのきっかけとして、こういったものもクリアできればいいなということを感じております。できれば男女共同参画の分野でも、こういったものを取り上げて、ぜひ課題解決に取り組んでいきたいというふうに考えております。ちょっと取り留めのない話になってしまいましたが、特に、高齢者の方々が、戦中戦後いろいろなかたちの中で、苦しい状況やつらい状況を乗り越えてきたことがあります。そういった意味では、高齢者というのは、町のいろいろな財産でもあると私も感じておまして、それをやはり次の世代にいかにつなげていくかという、知識や技能や技術、英知をいかにつなげていくかということが必要と感じておりますし、そういった部分では、世代間交流というのか、これも非常に大事なことであると感じてございます。どこまで社会教育ががんばれるのか分かりませんが、いろいろな分野で私どもだけでは解決できませんので、関係課、関係機関といろいろな連携を図りながら努めてまいりたいというふうに感じております。

それから、青年の変化でございますが、確かに20年前、10年前と変わってきているのかと感じてございます。先輩から見ればお前は何やっているのかというふうな感じがあるのかもしれませんが、それはいつの時代でもそうなのかというふうに感じてございます。今の訓子府の青年たちを見ていますと昨日も訓青協のメンバーが私どもに報告がありましたが、全道大会で最優秀賞、演劇と舞台パフォーマンスで獲ったということの報告がございました。そんなことでも一生懸命がんばっておりますし、それから、4Hクラブでは、昨年は農業辞典、要するに初心者若い農業青年のために、そういった辞典をつくったというようなことで、私は大変よくがんばっているのかというふうに感じてございます。そんなことで、変化があるのかと言われますとちょっとつかみにくい部分ありますが、青年は青年なりにがんばっているのかなということで把握をしてございます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 課長から見た今の実態はそうなのかなというふうに思います。今、回答のあった中で、北大の調査によるゆとり調査の関係ですが、その中のいろいろな現実的なとらえ方の実態数字が出ておりました。これらをやはりちゃんと農村だったら農村家庭、若者ばかりでなくて、じじばばも含めて実態を示すということが必要。あなたたちが^{ふところ}懐に入れていても何の意味もないというふうに思いますので、そういうふうに対処していただきたいというのが1点であります。

今その報告の中にありましたように若妻の疎外感等々が出ておりました。家庭それぞれ

で違うと思う訳であります。私は、あえて言わせてもらえば、そういう見えないところ、人にはあまり聞きたくない、聞こえさせたくない。そんなところにちょっと踏み込んでいけるのが、社会教育の第一線の担当者だと思いますので、そういう意味では、様子を見ながら一人ひとりの若者たちとコンタクトをとって1つでも解決の道をひらければ、それはまったく1つの仕事が滞ったとしても事務的な処理が滞ったとしてもさらなる評価に値するというふうに思いますので、そういう活動をしていただきたい。

関連しますが、私が農協の役員に農協として、JAとして、後継者教育に取り組む考えはないのかという問いをしたところ、今のきたみらいJAではまったくありません。そんな余裕はない。何を考えているのか分かりませんが、そのベースをどう守るのか。どう育てるのかということすら視点がない。じゃあうちの町の基幹産業だという、それを担う後継者を支えるのはどこかと言ったら、もう行政しかないのです。その辺を以前もそういう問題提起したことがあります、しっかりと認識して何をどうすればいいのか。そういう対処方法を打ち出してほしい。先ほど課長に言いましたが、いろいろな調査をして、いろいろな方向が見えたとしても事務的な処理だけではだめだということです。やはり踏み込む、歩み出すということ。そのことによって、やはり訓子府の揺るがぬ農地基盤整備と同じような農業後継者育成につながっていくと思いますので、ぜひその辺は一步を踏み出していきたいと思います。先ほどの回答の中にありましたので、あえてそのことも触れますが、若妻の疎外感、80%が農業を知らない人たちだという話がありました。家族協定の問題もありました。家族協定の話が先般うちの町でありましたが、私はその家族協定が何たるものか。なぜ今、若者たちにそのことを訴えるのかということを変えなければだめだと思います。これは完全に経営的な問題ではないです。算数の問題ではないのです。認識の問題なのです。農業者としての意識の問題なのです。私から見ればです。そこがまさに家族協定ですとか、いろいろな約束事の中に詰め込まれている。ですから前半に言いました世代間の交流がない。地域の集りがないということが、まさにそのことが欠落している最大の要因だと私は思っております。若妻の8割が農業を知らない。だから疎外感を感じる。ある意味で、男女共同参画、言葉は聞いているのです。私はどちらも努力をしていない。ある私の先輩の女性が農業について、まったく知らない。その人がこう言っていました。私は知らないから、その前段の高校の農業関係の教科書を借りて、全部、目を通しました。意識の違いだと思うのです。何で生きていくのか。何が自分の生活の営みの中心なのか。もちろん子育て、子どもを産み育てるということもこれは大事な大事な仕事です。でもそういうものと同じように農業が何たるものか。農業、農村というものは、どういう性質のものなのかということを学ぶ場所をつくってやらなければならない。学ぼうとする意識を持たなければならない。例えば、これは先ほども言いましたが、うちの谷本会長と私の時代、端野、留辺蘂、置戸、私たちは、そういう地域の教育委員会には、当時の担当職員、友達のごとく顔を出していました。農業に関するいろいろな研修の場の情報は、お互いに全部連絡を取りあって自分でチョイスして行く。そういうことがありました。私はやはりちゃんとこれだけ情報網が発達しているのであれば、そういう情報をきちんと流すということ。それが何を意味するのかということ。伝えていくということが農業経営ですとか、農村社会の基盤を盤石ばんじゃくなものにする。そういう基礎的なものだというふうに思います。それが社会教育が担当するのか、農業関係の部署が担当するのか、それは分かり

ません。でも全体として、基幹産業は農業だというふうに声を大きくして言うのであれば、当然それに対処する政策を全面に打ち出すべきだというふうに思います。そんなに時間がないので、私は先ほど言いました農村社会の特殊性、農業経営の特殊性、そして、例えば、農業財産、土地、家屋、機械、これがサラリーマンの立場から見たらどんな意味を持つのかということすら分からない訳ですから、そういうこともしっかり認識してもらう。要するに職場と同じです。あなたたちがここにいるんだったら、庁舎がなくなるのと同じです。我々にとって農地が消えたり、農業機械や施設がなくなることは、まさにそれと同じなのです。そういう認識をきちんと持ちながら、そのために自分がどこを受け持つのか。どういう経営的な議論をするのか。仕事の打合せをするのか。そういうことが必要だと思う訳であります。そこで、そういう80%もいる農業を知らない若妻に対して何らかの方策をとるべきだと思いますが、それらに対する考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、農業、農村地域における、特に、若妻のお話をされて、現状ということで、そういえば私、農業担い手対策推進協議会でこのように農村地域における課題等の話題になって、意見交換の中で、今言われるように農業の奥様からこのようなご意見がありました。今まさに上原議員が言われるように、若い奥さんは不安や不満を日々抱えている。その中で家族それぞれがあるんだが、その家族の形態によって、何が正解で何が間違っているのかは、それぞれの家族の問題ではないか。ただ、その若妻が抱えている問題をやはり聞いてあげることが、そのような解決につながるというようなお話をされておりました。その中で、世代が違う人々が生活している中では、おのずと価値観も違いますし、求めるものや育ってきた環境や生活様式も違っているということで、まずは家族の中でそのことをやはり解決していくのが、私は第一義的だと思いますが、その家族の中でも解決できない問題があるということもありますので、いわゆる地域なり、例えば、団体だったり、JAのフレッシュミズとか、婦人部とか、そういうところを活用しながら、そのような問題解決を図っていくのが一番ではないかと思っております。それと先ほどご答弁申し上げたように教育委員会としてもやはりそういう社会環境の今の変化は認識している中でも、なかなかそのことをどうとらえながらやっていくのが今、模索している段階でございますが、やはりうちの町の農業を担うのはやはり若い人なり、そういう後継者であるということですので、人づくり等も含めまして、教育部局だけではなくて、農政、子育て、福祉、その辺も含めて、さらには、JAや農業センター普及所等も含めてどのような対策がとれるかを今後検討して、実行してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 残り少なくなりました。

上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 今、教育長から答弁いただきました。私は基本的に人づくりをどうするかというところに最終的には、大きな方向性が、結果がかかわってくるだろうというふうに思います。機械、パソコンと向きあうのではなくて、スマートフォンと向きあうのではなくて、人と人と向きあえる、話を聞ける、そういう人づくり、それができなければ何ら先に向かつての明るいものは見えてこないだろうというふうに思いますし、そう

いう意味では、例えばこれは今たまたま若妻という話が出ていますが、若妻の問題ではありません。我々の子ども世代も含めて、まず、人の話をきちんと受け止められるかどうかというところから入っていかなければならないだろう。これは急々に、30歳、40歳になってからどうのこうのという問題ではない。もっともっと早い時期にそういう姿勢をきちんとつくり上げられるかどうかだというふうに思います。私はその辺をどう町として向きあってくれるのか。大きな期待をしたいところであります。最後に何か一言町長あればお聞かせください。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 町長と言われましたので、時間がないから、若妻の北大の高梨文恵女史が中心になって調査・研究をしたレポートができあがった。それから例えばT P Pの問題があります。私は町長の立場で鈴木東大教授が内橋克人を呼ぶイベント的なことはやります。しかし、継続的で持続した学習活動、そういう課題をどう取り上げていくかというのは、私は教育行政固有の役割だというふうに思っています。だから、機械も情報化も必要です。拒否はできない。むしろ必要だ。そのこととあわせて人づくりをどうするかというのは、行政も一定の役割を持ちながらもその課題解決に向けた継続的、持続的な世代を越えた学習活動というのも私は教育行政の固有の役割ではないのかというのが1点です。

それから、じゃあ協同組合は関係ないのか。そんなことはないと思います。しかもそれは形成しているのは、一人ひとりの組合員でありますから、その後継者をどうするかというのは、農業の未来でありますから、私は今、ある女性部長が高齢の介護の問題を農協に提案してきています。これは農協が行政だけに任せていていいのかどうかという問題もありますから、これは後継者教育も世代間のそういった後継者やあるいは経営者を育成していくという点でも農協の社会的な役割を新ためて組合員の皆さんに声を高くして叫んでいただきたい。私自身も後継者の結婚問題、谷本会長もそうですが、結婚問題については、農協もがんばろうよというメッセージを送っておりますので、これからも送り続けたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） これで一般質問を終了させていただきます。

○議長（橋本憲治君） 5番、上原豊茂君の質問が終わりました。

ここで、午後2時55分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時55分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

○議長（橋本憲治君） 次は、3番、西山由美子君の発言を許します。

3番、西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 3番、西山です。通告書に従いまして町長にご質問いたします。

減り続ける消防団員の人員確保に向けた取り組みについてです。

消防団は、全国の市町村のほとんどのに設置され、消防団員は、本業を持ちながら非常勤

特別職の地方公務員として、消防活動や自然災害発生時にも出動し、地域住民の生命や財産を守るために大きな役割を担っています。消防組織法の一部改正により、専門の消防職員の常備配置が進む一方で、全国の消防団員数は、減少し続けています。

さて、本町も例外ではなく、105名定員中、実質約20名不足と伺いました。

4月にはじめての開催となった町民向けの「議会報告会」でもその実状を訴えるご意見が出され、後日、消防団幹部と消防組合議会議員との初めての懇談会を設け、活発な意見が出されました。

しかし、団員確保のための有効な結論は出ず、町の責任として、この実状をどうとらえているのか、町長に真意を問いたいと思います。

1つ目、消防団員減少の実態を町としてどうとらえているのか。

2つ目、団員確保に向けた今後の取り組みをどのように考えているのか。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「減り続ける消防団員の人員確保に向けた取り組み」について、お尋ねがございましたので、お答えいたします。

平成24年度の消防白書をみますと平成24年4月1日現在の全国の消防団員数は約8万7千4人で、10年前の平成14年4月1日の約9万3千7千人と比べ全国的にも約6万3千人の減、率にして約6.7%の減となっております。一方、消防職員数はこの間で約5千人増加、率にして約3.4%の伸び、平成24年4月1日現在で約16万人となっております。ご質問のとおり消防職員は増加する一方で団員は減少を続けております。

ご承知のとおり消防団は「自らの地域は自分たちで守ろう」という郷土愛護と奉仕の精神から生まれたもので、地域住民を中心とした組織で、消防本部、消防署と並んで、地域防災の要^{かなめ}として地域の安全確保のために大きな役割を果たしております。

法的には、消防組織法にも位置付けられた消防機関で、消防団の設置、名称、区域は、市町村の条例で、組織については市町村の規則で定めることになっており、本町の場合は、1市2町で一部事務組合である消防組合を設置しておりますので、組合の条例・規則の中で、それぞれ定めております。

これらも踏まえまして、ご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「消防団員減少の実態を町としてどうとらえているのか」についてであります。

北見地区消防組合訓子府消防団の定員の推移を見ますと31年前の昭和57年で77名、18年前の平成7年で85名、11年前の平成14年には100名、10年前の平成15年に現在の定員数であります105名となっております。

実員の推移をみますと10年前の平成15年には100名でしたが、現在86名で14名の減、率にして14%の減となっております。

減少の主な要因としましては、過疎化・高齢化の進行、若年層の町外流出、町内の就業者数や自営業者の減少などがあげられ、また、団員数だけでなく、団構成でも変化がみられ、被雇用者団員の割合が増加するとともに、平均年齢も上昇傾向にあります。

団員数の減少や団構成の変化は、実際に出動する人数にも関わってくるものであり、組織力の面で影響があることは否めません。

参考までに、同組合内の端野消防団では、平成14年120名、平成24年92名と10年間で28名の減、率にして23.3%減少している状況となっております。

このように、団員減少という実態は、本町に限らず、組合内の他の団でもみられる現象であり、前段申し上げましたとおり消防団は、消防組合に設置されているものであり、消防力強化を図る観点から、消防組合全体の問題としてとらえるべきではないかと考えております。

2点目に、団員確保に向けた今後の取り組みをどのように考えているのかというご質問がございました。

これまでも、団員の確保にあたっては、団が中心となって、団員勧誘のための各戸訪問の実施、入団募集チラシの全戸配布、広報紙への記事掲載や新聞広告掲載、被雇用者の団活動に対する理解を得るための消防団協力事業所表示制度などに取り組んでおり、消防支署も積極的に支援してまいりました。

定員数105名を設定した平成15年の人口からみますと、現在の人口が千人ほど減少している中で、実人員86名を確保しているのは、こうした努力の賜物ではないかと思われるところでございます。

今後の取り組みにあたっては、大きく3つの視点に立って進めるべきであると考えております。

1つ目は、地域の社会経済情勢の変化や雇用・就業実態をしっかりと認識することであります。

2つ目は、消防力の強化をどのように維持・増強していくかということであります。

消防力の基本は、マンパワーであり、組織力であります。現実には団員数が減少している中で、消防車両の性能向上、水利施設整備、通信施設整備による体制の充実などを図り、消防組合内の連携強化をさらに図っていく必要があります。

つまり、消防力の強化については、消防組合全体で取り組んでいくことが重要と考えているところでございます。

3つ目は、冒頭申し上げましたとおり消防団は「自らの地域は自分たちで守ろう」という地域愛護精神から生まれたものであり、このことは最大限尊重すべきであり、団員の確保につきましては、基本的に団が主体的に行っていただき、町は、消防組合、あるいは支署などを通じ支援をしていくことが大切ではないかと考えているところでございます。

以上、消防団員の人員確保に向けた取り組みにつきまして、回答させていただきました。ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） ただいま、お答えいただきましたが、おそらく町長のほうにも報告は届いていると思われますが、議会報告会の中で消防団幹部の方から消防団員の減少を議会はどのようにとらえているかというご意見がございまして、4月30日の午後7時から8時30分までの間、団長を含む6名の幹部の方、それから職員は3名です。それと私と余湖議員とはじめての懇談を設けました。団長から現状を簡単に説明ありまして、私がまず最初に聞きましたのは、消防団の定員というのは、どういうふうに決めたものか。人口によって決まるのかという質問に対して、人口によるものではなくて、町の予算的な理解が必要である。団員の確保は、町の責任で全国的な問題となっているというお答えが

ありました。副団長たちからも消防大会の挨拶の中でも全国的な現状として、団員の待遇改善の話も聞かされている。そして、歴代幹部の方たちが、団員確保に生業のかたわら歩いている訳ですが、今回も春に向けて各戸を回ったが100%断られた。主に農家団員、農家の若者を回ったようです。あと広報や新報にも消防団員募集のチラシが入っているのは、私も目にしておりますが、いま1つ大きな効果がないということでした。いろいろな細かな話もあったのですが、その中で後半、余湖議員からは、今、85名の実数の中で予算化されているが、もっと町全体として、意識改革をしていくことが必要ではないか。そのために町が予算を組むことも必要なのではないかという話もありました。やはり最近の傾向としては、とてもこの町は、火災や災害が少ないということがあって、平和ボケしているのではないかという、それは団のほうからもそういう実状があって、結局お互いの思っていることを話してはみたのですが、これといって、どうやったら団員確保につながるのかという結論は、はっきり言って出ませんでした。そこで、私たち消防議員は、本当は町長のこのお答えの中に消防組合としてということが何回も出ておりましたが、消防組合の議会の中で発言するのが本当は正当なのですが、今、問題としているのは、この85名というのが決して町長が言われたように人口も減少しておりますし、ほかの町からみたら、そんなに大きな減少ではないことは確かです。幹部の方がなぜ議会報告会の中で発言なされたかという今のことではなくて、将来のことをすごく心配なさって発言された。そして、自分たち幹部もすごく限界を感じている。団員確保に歩くこと自体が本当にこれは自分たちの仕事なのだろうか。ここまでやらなければいけないのかという限界を感じているので、町としてももう少し考えてほしい。そういう声があったのだと思います。

消防団員の身分としては、先ほど冒頭に申しましたが、任命などは、消防団長は、消防団員が推薦して町長が任命します。また、消防団員も幹部の方たちが努力して入った場合も消防団員は、団長が任命いたします。特別な条例はありませんが、今、団が団長を中心として、団構成で動いている訳ですが、やはり団長の言葉にありましたように最終的には、町の責任ではないか。そういうお話がありましたが、その答えに対して、どういうお考えをお持ちなのか。今のことではなくて将来的なことです。今の幹部の方たちが、定年制がありますから、65歳で、幹部はないのか。それでも65歳で辞められる方が、この5年間で結構いらっしゃいますので、その将来のことを考えて町としてどういうふうに責任を感じていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） はじめに定数の関係で町の予算の大きさに決まるようなお話もあったのですが、消防庁から出されております消防力の整備指針というものがありまして、その中で、消防団員の総数につきましては、保有している消防ポンプ車1台あたり5名だとか、場合によっては、4名だとかというのがあります。それから大規模災害時に対応するため、避難場所として指定されている、そういう公立小学校への住民を避難誘導するための距離といいますか、1時間で避難誘導できる、ちょっと面倒な計算になるのですが、算定した合計数を消防力の整備指針の上では、団員数の基準として定められております。それで計算しますと訓子府については105名となっております。他の団につきましても端野だとか、北見だとか、置戸だとか、そういうところもその整備指針をもとに定数が定められているということで、ご理解いただきたいと思います。

それから、団長につきましては、団長の任命権につきましては、消防管理者、組合の管理者ということで、本町の場合ですと1市2町で組合をつくっておりますので、管理者の方が任命するということになっております。団員につきましては、団長が任命するということで、これは消防組合の消防団条例の中にも載っておりますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 管理者が任命なのですか。市町村長が任命ではないのですか。

○議長（橋本憲治君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） こちら辺は一部事務組合を組んで、今、1市と2町ですが、そこで組んでいるものですから、うちのほうの本町の条例にも消防のことを一切うたっていない。だからうちが直轄の消防を持っているとうちの条例を使って町長が任命というかたちになります。従って管理者になりますから、北見市長ではないですが、桜田さんが任命というかたちで決まるということです。そういう意味です。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 分かりました。失礼しました。それで、その消防団幹部との話の中で、今ではなく、もし本当に勧誘しても入らなくて、もっともっと減少を続けた時に最後の手段と言ったらおかしいのですが、役場職員が消防団に入ることは可能なのかどうか。職員の方にお伺いしました。そうしましたら、支署長のお答えだったのですが、役場職員が消防団員になるためには、職務専念義務の免除と営利企業等従事の許可が必要である。そういう説明があったのですが、この2点がどういうことなのか具体的に教えていただきたいです。

そして、これはちょっと古い資料になりますが、私が議員になって平成19年の確か9月だったと思うのですが、その時も消防団員の確保について、若干お尋ねした時に、その時の支署長だったと思うのですが、資料をいただいて、消防団員の職業構成状況調べがありまして、その中に網走支庁管内の消防団員の中に地方公務員が入っている。これは少ないですが、その当時で14名いました。北見地区消防組合内では4名でした。常呂3名の北見1名。多分現在は若干変わっていると思いますが、現実にありますので、訓子府町としては、どうなのかということで、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 前段の部分の営利の関係の部分と職務の関係、まず営利という部分は、町の許可をもらう。公務員は、ほかの職によって兼ねることができない。許可をもらわなければならない部分があって、消防団員の場合は、報酬というのがついてまわります。そういう部分で、それをもらえることを端的に言えば、ほかにもあれば別ですが、それをもらえることを制限されているものですから、その許可がいるという意味で、営利の関係の言葉を使っているという部分です。

それと職務専念義務の関係ですが、先ほどもちょっとお話しましたように例えば消防団員の場合は、特別職の地方公務員という話をされていたと思うのですが、これは地方公務員法の3条の中にうたっておりまして、要するに消防に入ることになれば、職員がなるとなれば、一般職の職員、役場の職員という扱いをしませんので、そうなれば、消防の団員、特別職の扱いになる。要するに役場の職員との扱いは全然違う。身分の部分が全

然違うという部分で、だから公務災害も特別職のそっち側の公務災害に入っている。もし、けがするとですね。職員としての扱いでないという部分で理解していただければと思います。

それとほかの町村、全国的に例えば四国から来ている川田君がそうなのですが、あの人は消防団員に入っている。ああいうところはうちと消防の組織体系が違うものですから、あそこは、内地のほうは、地域地域、集落集落で消防団地域で守っているという、先ほどボランティアで消防やっているという部分ありますので昔から。そういう部分に入っているということもありますので、そういう観点でいけば、要するに職員の身分ではないという考え方でいけば、うちのほうでは消防に入りなさいと強制はできませんから、そういう面からいけば、奨励とかは別として、本人の意思で入るとか入らないとかというかたちにならないと職務の命令というかたちにはできない。要するにやっている仕事が変わってきますので、そういう面でいったら、職員が入っているのは強制ではなくて、自ら入っているという、もちろん内地のほうに行くと地域の慣習とか風習とかで入っている部分もあるのでしょうけども、今の時点では、役場のほうからあなたが消防団員になりなさいとか命令はできない。拒否されたらうちのほうでは、職務専念の義務とか、何とかに引っかけて分限とか、そういうことにはならないという状況、要するに身分が全然違ってくるということでご理解いただければ、ただ、勧めることは構わないけれども強制はできないと考えていただければと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 当然、一般の団員さんも強制ということにはならないと思います。あくまでもやはりご自身の考えで消防団に入ろうということが勧められて入ることが多いと思うので、公務員もそれでは本人がなりたければ入ることは可能だということとってよろしいですね。職員の方に入りなさいと強制はできないけど、例えば、ものすごく減った時に役場職員として消防団員に入ることを今、奨励は大丈夫だと言いましたが、そういうことも将来的に大丈夫ですか。

○議長（橋本憲治君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 言うところを簡単とか忘れましたが、先ほど専念義務という話をしました。消防の職員でも一般の民間の会社の方でもそうですが、仕事中に、土日ならいいですが、仕事中に火事が起きたら出るという部分については、それは民間で決めている中の定款とか違うのかもしれませんが、役場の場合も職務で出るものではないですから、それ出ることを例えば有給休暇だとか、特別休暇とか言葉あるのは知っていると思うのですが、それは職務専念義務を免除しますというような意味で、職務専念義務という言葉を使う。要するにその間は仕事をしなくてもいいから行っておいで、特別に行っておいでという意味で、有休とは違いますので、ただ、先ほどからちょっと今の質問にはございませんでしたが、団員が入らないという理由には、本当に少子化だけの問題なのかということが今、全国的にも言われてございまして、例えば、うちで言えば、ちょっと確認したことはないですが、民間でいけば、うちで言う職務専念義務ということでなっていれば、民間のほうでは、無給休暇という可能性も出てきている。要するに休んでいる間は給料がカットされるというような状況も出てきていると聞いております。うちはどうか別です。必ずしもそれが会社としての義務ではないということの問題点が全国的にあがってい

る。

それと一番大きいのは、例えば、うちの消防でも調べた訳ではないですが、年代構成なんかみると50歳代、60歳代前後というのはいないですね。そういう面でいけば、その年代はなぜいないかということも考えなければならぬですし、そういう面でいったら、今、消防のやっている部分、操法の部分です。例えばですが、全国的な課題としてなっているのは、操法の部分、消防の職員は実際の火事を消すということの訓練を一生懸命しているのですが、団員の場合は、消防職員みたいに専任ではないですから、そこまでの時間がない。ただ、式典と言いますか、操法というのですが、そのほうの部分で実際に使えるかどうかという、そういうギャップもある。そういうことにしぼられるのが嫌だという、統計的には消防のほうで全国的にはそういうことがあるので、必ずしも人口が減ったからとか、単純にそういう問題だけの入らないという課題ではないのではないかというのが、今言われているところで、それはなかなか慣習があつて難しいところですが、そういうところもちょっと覚えておいてもらいたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 先ほど農家の方の意識の違いもありましたが、やはり若い方を勧めていく場合に、消防団に入ると縦社会ですから、まったくそれこそ気のあわない上司だろうが何だろうが、絶対上からの命令は従わなければいけないという、それに対するやはりそぐわない部分というのは、かなり時代的に違ってくるのかなと思います。先ほど、副町長が年齢の構成のことを言われましたが、訓子府の消防団は、昨年4月の段階で56歳以上が13名いらっしゃいます。ですから、10年以内に13名の方は、幹部を除けば、そんなにいないのか。それでも若干10名ぐらいの方はいなくなってしまう。このあいだの土曜日の演習を見てもお分かりだと思いますが、皆さんそれぞれの職業を持ちながら、朝早く訓練したり、農家の団員さんが今、訓子府の場合、農家戸数が多いのに農家人口も千人ちょっといらっしゃるのに、30名しかいないというのは、置戸なんかと地域性がちょっと違うので、やはり分団が農家分団として、なかなかとれにくいという状況にあることも1つの原因かとは思いますが、懇談会の中でも堂々巡りだったのですが、やはり幹部の方たちが自分の職務以外に団員確保をしなければいけないという重責があつて、それがとても負担になっているという場合、やはり職員の方もバックアップしていかなければいけないんじゃないかと思うのです。ただチラシを配ればいいというのではなくて、もう少し皆さんで知恵を絞って団員を増やして、うちの町の消防団がなくなってしまうような努力もこれから必要ではないかと思うのですが、その点は、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 平和ぼけなんて表現が良いかどうかは別としまして、平和であるということは良いことだと私は思うし、ただ、有事の際やいろいろなことが起きた時に地域をあげて皆で安全安心の町をつくっていかうという点で、1つは、もう1回確認させてもらいますが、戦前の消防というのは、国家消防です。自警組織をつくって地域の防犯やさまざまなことについて、地域が国の1つの考え方として、地域ぐるみでやってきたという点では、国家消防という点と戦後の自治体消防というのは、ぜんぜん意味が違う。これはあくまでも自発的で自主的な消防で、行政が団長に命を下したり、強制をするとか、こうしなさいとかという組織ではないというのが、まず、基本だということです。しかも

ちの町の場合は、1市2町でいっている一部事務組合で、今は少なくなりましたが、北見、置戸、訓子府で自治体消防を形成している。これは西山議員の団員の減少の原因うんぬん等のもし議論するのであれば適切なのは一部事務組合できちんと議論してほしい。消防議会も含めて、これは消防長がきちんとやはり消防団員数の減少については、どうあるべきなのかということを私はやるのが適切な考え方でないかということで、あまり答弁に立ちたくなかったというのが本当のところでは。

それから、今、役場職員が出ることは可能かどうかというのは、可能です。職務専念義務と営利とか、そういったことに対して出れば可能です。例えば、今、津野町の川田君が入っている。これは各集落が寒村化して限界集落になってきている。これは若い人たちが、役場職員であろうが何であろうと一緒に火を消すことをやらなかったら、その集落自体が非常に危機的な状況になるという歴史的な状況の中で、そこを乗り越えてやっているというのが本当のところなのです。ただ、今、私の訓子府の立場でいくとじゃあ役場職員が消防団に入る。火を消します。ご存じのとおり、じゃあ役場職員が黙って遊んでいるかと言ったら、そんなことはない。役場職員は、町長を本部長として、副町長を中心にしながら、即座にその場所に行く。こういうマンパワーが職員がもし消防団に入ると誰がやるのか。救急の体制やそれこそ高齢者の避難やそういったことを含めていくと私は役場職員はある意味での自治体職員として、災害に対するマンパワーとしての役割というのが減少させるべきではないという考え方を持っていますので、その点でいくと単純に入ればいいという問題ではないということでもあります。じゃあ将来的に今、役場職員と言いましょか、消防団が減少しつつある。これをどうしなければならぬか。確かに定数の決め方は、1つの決めの中でやっていることです。町長が予算をつけているからつけられないなんていうのは、これは認識不足。そんな考え方は間違っています。そうじゃない。ちゃんと定めがある。でなければ、人口が一番多い時に85名で、半分ぐらいになっている時に105名はどうしてなっているかという根拠を示された場合は、それは違うということでもあります。私たちは消防の予算については、可能な限り団の意向を大切にしながら、衣服の問題や報酬の問題にしても一部事務組合と遜色そんしよくのないように一緒になってやっていこうという姿勢を持っていますから、それは私は批判に当たらないと思います。

それから、もう1つ、将来的にどうするのか。これは議論をしていかなければならない。置戸町も同じ問題を抱えています。これは組合でも議論を抱えていかなければならない。団をどうしなければいけないかということは、やらなければいけないが、基本的には、うちの団というのは、町にも責任があります。これは、今後どうするのかという消防団と行政とが真摯な話し合いをきちんとして、そして、行政がやるべきこと。支援できることが、どういうかたちが適切なのかということを今のところは消防職員がやっています。これはやっていないなんてとんでもない話で、消防職員も一生懸命、14名が本当によくやってくれていると思いますので、さらに、それだけでだめであれば地域担当の職員やあるいは教育委員会の力も借りながら、若い人たちに入ってもらおうということを努力していかなければならないというのが本当のところではないのでしょうか。

それから、もう1つ、これはこれからいろいろな議論になりますが、消防の広域化の問題が出ています。今、管内で22近くあるのかな。それを8にするとかです。全道全体で消防を広域化する。デジタル無線化の広域化も含めて、消防を広域化していくという議論

があります。その時に一義的に火を消すのは消防職員。もちろん団も後援支援とか、あるいは一緒になって整理とか、いろいろな役割を持っていますが、一部事務組合が広域事務になった時にそれでは消防団の役割とか、広域化というのは、どういうふうに考えていかなければならないのかという抜本的な議論が、私は今、必要になってきていると。ですから、私は決して将来の消防団がなくてもいいなんて思ってもいませんが、そういう時代の要請とあるべき論と実態に即した建設的な積み上げが今こそしていかなければならない時期ではないのかと感じているところが、町長としての責任、思うところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 今、町長自ら言われました。私たちが懇談の中でいただいたご意見と町長が言われた行政側からの考えがやはり少しずれているのではないのか。それは幹部の方は団員が意識改革をすべきなのか。行政ではないのか。議会として行政側に理解を求めてほしいという意見もありました。それは今はっきり分かりましたが、やはり町の職員と消防職員も含めて団との、先ほど農家の方のこともありました、話し合いが足りないのではないのか。すごくそう思いました。ずれています。これでだからと言って団員を確保するのが幹部の仕事ですとか、役割ですよとなった場合、やはりもう幹部の方たちが今、限界にきていることを本音をもらしていましたから、やはり双方がどうやったらうちの町の消防団活動が活発で、そしてもっと町民の方も含めて理解のある消防団活動が、これから若い世代にどんどん受け継がれていくためにはどうしたらいいかということをごさんで考えて話し合う場を持つことが必要なのではないかと思います。あと団長は、100年の記念行事がたくさんこれから計画しているようですが、平成27年で計画しています。その中でやはり町民にも広く理解を求めるような内容にしてほしいなと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私も団にいろいろな行事、あるいは、まとい会の一員にもなって、それから、団の演習、今度、操法大会が札幌であります。それから、年末の歳末警備等に出ています。団長が私、行政の責任者に対して、こういうことについての意見を伺いたい。予算をこのようにしていただきたいということについては、年に何度か話し合いをしています。今、100年に向かってさまざまなことを団を中心に考えているようですし、当然、予算措置の問題や記念誌やいろいろなことが出てくると思いますので、これは団長だけではなくて、団幹部も含めて、100年を1つの時代を期して、今後の200年に向けてどうあるべきなのかということも含めてそれぞれの課題に向き合いながら、団幹部ときちんと組織的な話し合いをするべきだというふうに思っていますので、そのようなかたちで今後努力していきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

町民目線で気配りのある身近な施策。

菊池町政2期目折り返しに入り、7つの柱を基本として、25年度の事業も着々と実行

されていくことと思います。さて、私も町民代表の町議会議員として、7年目に入った訳ですが、4月の「議会報告会」や日常の町民との会話の中で聞こえてくる小さな声が、なるほどと思えたり、職員の皆さんの気配りで実現できるのではと思えることがあります。

そんな町民目線で身近な施策について、町長の考えを伺います。

1つ目、町民にとって一番身近な窓口サービスをより一層快適で分かりやすくするための工夫が必要と思うがその考えは。

2つ目、身体に障がいのある方や高齢者にとって郊外でのトイレの位置は重要です。レクリエーション公園のバーベキューハウス近くにイベント期間中だけでも簡易トイレを置いてもらえないか。

3つ目、町の中心部に空店舗が増えてきました。高齢の方々が気楽に立ち寄れる居場所づくりに活用できないでしょうか。

以上の3点を伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町民目線で気配りのある身近な施策」について、3点にわたってお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目に「窓口サービスの工夫が必要だと思うが、その考えは」とのお尋ねがございました。

議員のおっしゃるとおり役場の窓口は来庁者と直接接し、町民にとって身近な存在でなければなりません。そういった意味で、快適さ、分かりやすさなど、町民に信頼される役場づくりを目指し、常に工夫改善に努めることが必要であると認識しております。

現状において、ハード面では、この庁舎を建てるにあたり、事務スペースとの境をローカウンターにし、椅子を配置するなどして、来庁者の視線と職員の視線といいたしうか、目線を同じにすることやオープンフロアにして各課に番号をふり、来庁者への案内のし易さや視認性を高めることなどに配慮しております。

しかし、ハード面の整備を充実しても窓口サービスの基本は、職員個々にあることが基本だと考えております。

接遇にあたり、態度はもちろん大切ですが、私が日頃から言っているのは、相手の身になって親切に対応することが何より大切なことであり、そのことが職員個々も適切に対応できる能力を養うことにつながるとしております。

窓口は、サービス提供だけでなく、クレーム処理や個別の相談など、さまざまな事案を取り扱っておりますので、ある時は相手の身になって親切に、ある時は冷静に話を聴き判断していかなければなりません。

このようなことから、今後においても職員個々の資質向上はもちろんのこと、課内体制の充実や課を越えて連携を図るなど、職場全体で適切かつ円滑な対応が図られるよう、さらに努めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、2点目の「レクリエーション公園のイベント時における簡易トイレの設置」についてであります。日常的には公園入口のトイレや管理棟のトイレで充足しているものと思っておりますが、議員ご指摘のとおり芝桜まつりのような大きなイベント時には混み合いますので、若干のご不便をお掛けしている現状にあることは理解しております。

しかしながら、公園トイレにつきましては一般の利用を想定したものでありますの

で、公園管理上はイベントを想定した簡易トイレを備え付ける考えはもっていないのが現状であります。

レクリエーション公園に限らず、一般的に大きなイベントを開催する時のトイレにつきましては、主催者において用意するのが基本であるというような考え方にたっております。

なお、車いす対応の簡易トイレにつきましては、北海道社会福祉協議会において送料負担だけで貸し付けていただけるようですので、今後は、そうした情報も主催者に提供してまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

3点目に「空き店舗を高齢者が立ち寄れる居場所に活用できないか」とのお尋ねがございました。

現在、道道沿いに4つの空き店舗がありますが、そのうちの1つについて、お年寄だけでなく多目的なサロンとして利用できないか、所有者と相談をしているところであり、買い物などの休憩場所、絵画・写真などの展示会、小さなコンサートなどいろいろな催しができる場所としても利用できるように考えていきたいと思います。

なお、空き店舗は、今すぐ利用できる状況ではありませんが、もし利用できるのであれば、今後、商店街や商工会と協議し、積極的に活用させていただきたいと考えているところでございます。

さらに、一店舗だけの問題でなくて、商店街、街並みのゾーン形成維持の視点にたって、商工会など関係機関、団体とも検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えさせていただきました。ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） それでは、1つ1つ再質問を行います。

1点目の窓口サービスです。これは別に私たちの町の窓口クレームがあるとか、そういうことを申し上げているのではなくて、逆に今は庁舎内に入りましたら右手に女性の方が2人いて、要するに町民側を向いているのは町民課だけです。だからきっとどんな方も、そして福祉のほうはうらのほうということで、かなり町民の方たちにも意識が広まっているのではないかと、定着しているのではないかと最近思っております。それで、大都市にあるように窓口が列をなすほど混み合うとか、多分そういうことは、うちの町では起こりにくいことだと思いますので、あとは私がお尋ねしたいのは、今この近年で窓口業務といいますか、皆さんの仕事が電算システム化しました。今年度も電算システムの改修更新で9,200万円あまり予算化されていますが、たくさんのお金をかけて事務処理が電算システム化したことで、私たちにはちょっと分からないのですが、一体どの程度の合理化、簡素化といいますか、合理化されているのだろう。その金額に見合った、その合理化された分をやはり町民の税金でまかなっている訳ですから、町民に少しでもそのサービスとして、お返ししなければいけないのではないかとと思うのです。その意識なのですが、私たちの町で、そういった意識を持って対応していらっしゃるのか。また、計画的に検討していらっしゃるのか。その辺を伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 今、電算化に伴う、例えば、職員数の減員だとか、そういった点での合理化という点でござりますが、電算化が進んだ原因としましては、単に合理化

の部分だけではなくて、国等から直接電算によってつないで、そういった申請事務だとか、いろいろな事務を行っているということが進んできたという点もありますので、単純に合理化ということではないので、なかなかお答えしにくい部分あるのですが、庁舎につきましては、当時、平成13年、こちらに移った時には、大体120名を想定したような庁舎でございましたが、現在では90名ちょっとというような人数というようなことで、これは単純に電算化が進んで人数が減ったというだけではなくて、財政健全化だとか、いろいろなそういった取り組みも含めた中で、これだけの職員が減ってきているということでございます。電算化の部分では、その他、^{えるたつくす}e L T A Xですとか、そういったサービスを向上させる部分、住民にサービスを向上させるという部分もありますので、単純に合理化だけということではなくて、サービスの向上も含めた中で、電算化のほうに進んで取り組んでいるということでございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 職員が少なくなったとか、その合理化は理解できますが、ということではなくて、例えば、北見市では、北見市は今、庁舎問題でいろいろ混雑しているので余計なのかと思いますが、市役所の係の方たちが2年ぐらい前から、どうやったら来庁している市民の皆さんに利用しやすく分かりやすい窓口サービスをできるのかということをも自分たち職員が自ら提案して、話し合って計画をして実践しているのです。実際にやっているのが、税の証明ですね。交付申請をいろいろな税の証明がありますが、窓口について、その証明の申請書に書くのにいちいち職員に聞かないと分からない。それを窓口で一応身分証明を市民の方が出して、それをもとに、今データ化されていますから、その方の税の証明を聞き取りで出して、これで間違いないかどうかを窓口で確認したら市民の方はそこで署名するだけでいいのです。これは、かなりの簡素化、合理化、さすがに今の情報システムを利用したやり方なんだなと。市民の方も多分納得すると思うのです。そういった今、業務が変わっていく中で町民にどういったかたちで便利さを還元できるのかなということを職員の皆さんでもう少し考えていただけたら変わってくるのかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（佐藤純一君） 今、窓口の関係で、例えば、税の証明ということでのお尋ねでございましたが、税のほうの関係で言えば、北見市役所、何かその話は新聞か何かで読んだ記憶が、最近の話ですよ多分。何か記憶があるのですが、窓口は、例えば、税だったらそんなに難しくはないのかもしれないですが、例えば、戸籍だと何が必要で、何の目的でとかという、事情をまずお聞きしないと分からないというのが、何が必要か分からないというのが、窓口に来られた方もよく理解していないという場合がかなりあるのです。その場合は、職員が聞き取って、そして、実際名前を書いていただくぐらいなものなのです。例えば、戸籍謄本がほしいと言え、そこに名前を書いていただければすぐ出せるという、今うちの町では、そういう体制になっていますので、もちろん、まだまだ不十分な点は、あるのしょうから、そういう部分は、町民の皆さんのご要望を聴きながら、改善するところは改善しなければならないというふうには思いますが、北見市がどういふような進め方をしていたかはちょっと承知をしておりますが、それほど待ち時間が長いとか、町民の皆さんにご不自由をかけているというようなことは、あるのかもしれないです。

が、私たちから見るのと町民が見ているのは違うかもしれませんが、そういう部分で、そういうご要望があれば、いつでも言っていただければ変えるところは変えるというスタンスで進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） いや別に町民の方から不満を聞いて私が言っている訳ではなくて、私自身も毎日役場庁舎に行っている訳ではないので、そこら辺は分かっていない部分もたくさんあります。ただ、意識的にやはりそういうものを自分たちが情報を簡単に手に入れることができることで、町民の方にもいろいろな方がいらっしゃると思うので、これから高齢化していきますし、やはりそういう面でぜひ意識を持ってやっていただきたいということです。小さい町だから、そういうことがあまりないというのは逆に幸せなのかなと思いますが、あと、できれば町民課の3つの窓口ありますよね。そこで例えば公営住宅とか、ほかのところに行かなくてもそこでほとんど間にあうようにしていただければ、動かなくていいのかなということもあります。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（佐藤純一君） 窓口が統一されれば、それに越したことはないですし、現実には公営住宅の用事があれば奥の建設課に行って公営住宅の担当とお話ししなければならないという場合もありますが、例えば、町民課、きっと役場に入って、役場に毎日皆さん来られる分けてないですから、どこに行ったらいいか分からないというのは、まず町民課の戸籍の窓口のところ、うろうろされる方が結構いらっしゃるんです。その時には、窓口の職員がまず声をかけて、どういうご用事ですかというお話を聞きながら、必要がある時には、ちょっとそこでお掛けくださいと言って奥の担当者と呼ぶとか、それから今なんかは、ちょうど確か農業委員会の農業者年金の現況届でしょうか、毎日のように農家のお年寄りが見えていますが、本当は農業委員会に行ってチェックしなければならないのですが、今見えていますうちの窓口で大体要領が分かっているということで、そこで受け取って確認して、もうここですというふうな処理の仕方をしていきますので、できるだけやれるところは、うちの一番近い窓口で処理をする。

それと戸籍の異動がある時は、例えば、保険証も一緒に異動しなければならないという場合があります。その時は福祉保健課との連携とか、そういう場合は、どうしても本人に行っていただかなければならない時に窓口の職員と一緒に、その福祉保健課の窓口まで案内をする。逆に福祉保健課の職員がうちの窓口まで連れてくる。そういうようなできるだけご不自由をかけないような対応には心掛けておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 分かりました。私の認識不足で申し訳ないことだと思います。町民の方々もそういう対応を日頃やってもらっているのなら本当に幸せなことだと思います。これからも継続してよろしく願いいたします。

2つ目のトイレですが、これは、障がい者協会とか、ふれあい昼食会とか、きっと高齢の方たちであそこのバーベキューハウスを使っている時にたくさんの方がトイレ、入口ですから私の小さい歩幅にして歩いてみたんで、大体150歩ぐらいかな。かなりあそこのインターブロックがものすごい凸凹になっています。杖をついたり、車いすの方は、わざ

わざわざ遠回りでアスファルトのところを回って行かなければならないという不便のたくさん声が上がりまして、簡易トイレは今もう災害時とか、いろいろなところでリースしていますし、和洋トイレとか、いろいろありますので、これはぜひ考えはもっておりませんじゃなくて、持っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。これはトイレのことなので、なかなか言いづらいのですね皆さんね。だから、やはりあそこに真ん中にあれば、冬はいらないですが、とても助かるのかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） ご質問いただいた際に、芝桜まつりだとか、そうした大きなイベントのことを想定したものですから、そういう町長のお答えになった訳ですが、正直申しまして、計画というか、施設整備した時点から、ある程度一般の集客数というものを想定してトイレというのは造っております。確かに、そうした取り組みというか、団体によっては、身障者用トイレが不足するという場合もあるのかと思うのですが、何せそうした要望というかたちで利用者からあがってきた経緯というのは、今回はじめて聞く話でございます。正直申しまして。ただちにどうだこうだということは申せませんし、ただ金額的にも多分置くとしたら簡易型のものか、あるいはコンテナ型のものというかたちになるかと思います。価格的に言うとコンテナのものは相当しますので、関係部局とも相談が必要になってくるかと思うのですが、ただいずれにしても、その都度都度で撤去したり、何とかということになれば、清掃だとか、いろいろな管理面で非常に大変なことも想定されます。正直申し上げまして、今回、今はじめて聞いた話でございますので、今後、果たして本当にそういった利用が利用団体のほうでどれほど持たれているのかという実態も関係課ともいろいろと情報交換しながら今後検討はさせていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） そうですね。ぜひ、そういう方たちの声をもう一度直接聞いて対応していただけたらなと思います。

3つ目の空き店舗利用、町のほうでも考えて検討してくださっているということで、よかったなと思うのですが、やはり本当はこんな空き店舗が増えるということは、決して私たちの町にとって良いことではありません。でもこれが現実なんだなと思って、それを受け止めるしかないのですが、この間もお通夜で、例えば、日出地区からお通夜に間に合うようにあるバスで乗って、1時間待ち時間があって、駅でただ待っていたんだよというお年寄りの方もいましたし、なかなか行って気楽に立ち寄れる場所ということが街中にないものですから、皆さんの知恵と工夫で、そういう場所があれば、今、全道的、全国的にもやはり高齢化が進んでいるということで、あちこちの町で工夫していろいろなサロンづくりが行っております。予備軍の人たちからもたくさんそういう声があがっておりますので、ぜひ、お金をかけなくてもできることがいっぱいあると思いますので、これからも検討をよろしくお願いしたいと思いますが、一言ありましたら、お願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） できるだけ質問の時間を長くとらせていただきたいということもあって、私はしゃべり過ぎるから、できるだけ控えていました。

まず、ちょっとさかのぼりますが、1点目、コンピュータが入ったことによって、人員の省力化ができるのではないのかというのは、初期のコンピュータ議論の時にはありまし

た。深見さんの初期の時代にそういう議論、何人減らせるか。しかし、逆に今、何人増やさなければいけないかというのが本当のところ。これは、今までペンで私が書いていたやつをパソコンでやったやつは来年になった時に同じ文章であればそのまま使えるという省力化はできます。しかし、今、報告から何からものすごい件数が、すべてシステム化されて、省庁はおろか道教委、北海道庁も含めて全部パソコン業務になります。この事務量というのは、膨大でございますし、それから予算の1億数千万円の中身というのは、もう人的な対応が求められていますので、ですから、日常の窓口業務とペンを舐めながら書いていた時代との事務的なスピードとそれから量は逆に肥大化しています。肥大化しているのもかわらず、120名の職員が90何名でやっているということは、いかに職員が今、事務的な密度の関係で言ったら大変つらい状況があるというのが本当のところ。で、ここのところは、やはり理解をしていただきたいというのが1点です。

それから2点目のトイレの問題です。私はちょっと認識不足だったのですが、私もいろいろなお祭り、この間でいったら芝桜まつりに行きますから、150歩、150歩ということになるとふるさとまつりだとか何かは、おそらくその何倍かの関係で歩かなければならないということでいくと本当なんだろうかと、本当というのは、本当にそういう各種イベントに必要なのだろうか。これはもう少し議論したほうがいいねというのが我々の内部で相談したところ。それは主催者で用意する。主催者でできないのであれば、町で用意して清掃から何から全部その主催団体でやってもらうということになるとトイレ1台で大体200万円ぐらいいくのではないのでしょうか。そういうことを含めて、ちょっともう少し詰めが必要なのではないかというのが、建設課長が非常に慎重に答えていますが、実態としては、今、決してやらないとか、そういうことではなくて、もう少し詰めが必要ではないかというのが2点目です。

あと40秒ですか、失礼しました。

それで、最後のほうは、行政だけでやれるということではないということだけは、ご理解ください。ちょっと全体的に考えていかなければならない。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） これで、一般質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 3番、西山由美子君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（橋本憲治君） 本日の会議は終了時間がまいりました。散会をいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしく願いいたします。

ご苦労様でした。

散会 午後 3時58分